

れは非常に著名な国際的な出来事でありましたし、これはイタリアの歴史の中でも非常に大きな事件であつたろうと思います。

私も山本さんほどではありませんが、興味を持ってずっとこれを見ておりましたので、ある程度のことはわかっていたつもりであります。そして同時に、マフィアに対して徹底的な取り締まりを断行したというあの検察、検事総長ですね。見事な決断だったと私は思うんです。そして、あの大きな裁判をやってこれの禁圧を行おうとしたということはいくわかっておりますし、非常によくやられたんだと思うんです。

そして、その当時、私こうも思った。イタリアという国で、そして、国際的に非常に影響を及ぼしているこの組織に対しては、ああいうことをやらなければもうどうにもならなかったんだらう。こういうふうに通じているわけです。それと同時に、我が日本と照らし合わせて考えてみて、日本は、イタリアの場合とはいろいろな点で違っている、これも同時に我々認識しなければならないところであろうと思います。

まず 民族性と文化とか、そういったもの大きく違っているわけですね。それからまた、治安の状態、これも、イタリアには失礼な言い方かもしれませんが、イタリアと日本を比べてみれば雲泥の差が当時ありました。また、経済の状態も違っていたわけですね。経済の状態も違っているわけです。イタリアなのというのは、本当に慢性的な財政赤字に悩んで、こんな国でよくこの国家が破産しないものだと思うぐらいの財政赤字を続けておりました。

しかし同時に、イタリアに行ってみて非常に奇異の感を覚えた方も多いのではないかと思う。市民生活というのは非常に平穩に、しかも豊かに行われている。何でああいうことになっているのか。結局、地下の経済が非常にあそこは、発達していると言つて變でありますが、地下経済、それが経済を、大体あの当時で六〇％ぐらいといったのですかな、支配をしていて、それに支えられた上

民生活も一方で行われていた。これは当然、マフィアなんかは地下の経済を取り仕切っていたという側面もないわけではないと思うんですね。

ですから私は、あのマフィアの例を即日本に持ってくるということには、実は、山本さんには失礼だが、そのまま妥当するものではなからうと思っているんですが、それを山本さんは引かれた。

大臣なんかはどうお思いでしょうかね。これはちよつと質問通告していなかつたので、所感で結構でございます、どうぞおっしゃっていただけますか。

○**陣内務大臣** 我が国の犯罪発生率は、全体として見れば、今委員おっしゃいましたように諸外国に比べて低いとされております。しかし、最近国における犯罪情勢を見ますと、暴力団等による薬物、銃器の取引や、その不正権益の獲得を目的とした各種の犯罪のほか、オウム真理教事件のような組織的な殺人事犯、法人組織を利用した詐欺販売などの経済事犯など組織的な犯罪が少なからず発生しており、我が国の平穩な市民生活を脅かす

とともに、健全な社会経済の維持発展に悪影響を及ぼす状況にあると思ひまして、予断を許さない現状にあると考えておるわけでございます。

また、近年の国際的な交通通信手段の発達や経済活動の大規模化に伴ひまして、犯罪の国際化も進展しております。現実には、国内の暴力団組織も外国の不法集団である蛇頭とが連携しまして、大規模な密入国を敢行するなどの事犯も多発しておりますし、我が国の組織的な犯罪に対する対処など十分でなければ外国の犯罪組織の侵入を許すことと

となる懸念も大きくございまして、一たんそういうふうな組織の定着を許してしまいますと、その後の排除は極めて困難になることも明らかだろうと田中副総裁でございます。

マフィアとの対比というのは直接的には難しいと思いますが、現在の状況それからことごとくからの見通しについて、集団的な犯罪に対して私にはそういうふうな受けとめております。

したがいまして、ただいまお願いを申し上げて
いる三法案というのはこの状況に対処するための
必要不可欠な整備を図るものである、この問題の

重要性 緊急性にかんがみて、できる限りこの注
整備を早期に実現させていただきたいという思い
を新たにしたところでございます。

○日野委員　今大臣のお考えを伺ったわけであり
ます。そういった取り締まりをしていく、これか
らさらに暴力団等組織的な犯罪が日本に定着を
することを恐れる気持ち、これは私も非常に強く
持っております。

しかし、一方で、我々は人権ということを同時に強く考えなければならぬのであります。今大衆が、ずっと列挙されましたが、犯罪白書なんかでも、日本は安全な国家、治安のよく保たれた国家であるということは指摘しておりますし、これは、外国で暮らして日本に帰ってこられた方は、外国に旅をして日本に帰ってこられた方なんかよりも、日本はいい国だ、こう思うわけでございます。あ、日本はいい国だ、こう思うわけでございまして、あ、そして同時に、暴力団それから薬物などに対する

しては、特別法による措置、これも現に行われている。そして、それは取り締まりに当たられる方々の御労苦もあつてかなりの程度まで抑えられてきた、そういう方向性を持っていると私は思うんですよ。

しかし、この法律が、私は全くくだなことだというふうには思っておりません。今、この組織三法、全くくだなことをやろうとしているとは思つてはいないんです。それをやれば何がしかの効果というものは必ず出てくるだろう、これも私は認

しかし、今私も言いましたように、一方では人権を守っていくということが非常に大事なことです、日本の社会にとつて特に大事なことだといふふうに私は思っているんです。今、日本の社会が

このように保たれていこうというのは憲法に規定する諸人権をきちんと守って、そして民主的にこれを運営されてきたことによって現在の日本の社会の安定、それから日本の社会の発展というところ

会の支配、それと日本の社会の発展、文化もあつたでありましようし、経済的な発展、文化的な発展、そういうったものもあつたでありましよう。私は、こういう側面というものは、決して見逃してはいけない大事なことだというふうに思ひます。いかがですか。

○陣内閣務大臣　全く委員御指摘のとおりでございます。憲法の保障する基本的な権及び民主主義の原則を尊重するということは、我が国社会の健全な発展にとって極めて重要であると認識しております。

それだけに、組織的犯罪対策三法は、平穩な市民生活を脅かし、健全な社会経済の維持発展に悪影響を及ぼすような組織的な犯罪に適切に対処するために必要不可欠な措置を定めるものでございまして、組織的な犯罪から国民の基本的人権を守るという観点から、できるだけ法整備を早急に実現する必要があると考えるわけであります。

CE野員 今、二つの対立する観点といふものがあるわけです。私は、人権を擁護していく、これの方が大事だ、こう思っているんですね。

といひますのは、あくまでも情報をきちんと公開していく、警察情報それから検察の情報、こういふものができる限り公開していく、そして、その上立つて十分な国民の中での意見の交換、そして個人の尊重していく、そして新しい思想、新しい日本人の行動様式、そういったものを建設的に積み上げていく、これこそが私は日本のために必要だといひたい。

これはもう、どこの国にもアウトローはいま
す。法を破ろうとする者はどこの国にだってい
る。そしてまた、それが同時に国際的な影響も非
常に強く受けていること、これも私は否定するつ
もりは全くありません。しかし、そういうものを
自分から排除していく力を日本の社会が持つこ
と、これが大事なんじゃないでしょうか。

めるのですよ。だが、私としては不信感が絶対に抜けない。まず不信感を持ってこの法律を見る、こういう、私が長年培ってきた経験から私に植えつけられた不信感、これは決して抜けないというふうに思います。

私、実は公安事件というものを随分やってまいりました。警備公安事件と称するものですね。その中で、随分いろいろな警察とのトラブルがありました。

そこで、今度は警察のあり方について伺います。私は、この通信傍受というのを警察にやらせることは絶対できないんじゃないか、実はこう思っているんですよ。

警察は大体、公安警備警察と刑事警察、こう分かれてるわけですね。日本の警察は、非常に強く公安警備の方に傾いていると私は思います。公安警備に行った連中は出世をする。そして、一生懸命、警察全部が出世コースに乗ろうとするんですね。公安の業務に熱中をするわけですね。そして、何か刑事警察の方を公安の人たちが、泥棒警察という意味なんですか、泥棒と称しているんです。私、いろいろ話をしても、公安警察と警備警察との関係というのはそういう関係になっているようですね。

そして、私は、こういう公安重視、警備重視の姿勢が一般刑事事件についての手抜きになっていやすいかなという、非常に強い危惧を持っています。皆さん、ずっとこのごろ起きた大事件をこらんにしてください、刑事事件。未解決の事件というのがいっぱいある。非常に重大な事件で未解決、特に現金輸送車の襲撃とか、それから誘拐なんかでも、まだこれは未解決でして、もうすぐ時効でございまして、このごろ新聞紙面にも躍っているようであります。

私、ここで警備警察というのは一体何をやってるのかというのを聞きたいですね。ひとつ教えてください。警備警察の業務というのは何ですか。

○金重政府委員 先生、警備警察といいますが、警備公安警察と申しますか、その仕事についてのお尋ねでございませうけれども、警察法の二条に定めております公共の安全と秩序の維持という責務を果たすために、暴力主義的破壊活動、集団不法事案等の取り締まり等を行っておるといのが仕事の内容でございませう。

例えば、極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備犯罪の取り締まりだとか、極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備犯罪の取り締まりだとか、テロリズムに係る組織犯罪その他これに類する特殊な組織犯罪に関する警備犯罪の取り締まり、外国人または活動の本拠が外国にある日本人によるテロリズムに関する警備犯罪の取り締まりなどを行いますとともに、必要な情報収集、分析等を行っておるといふことでございませう。

○日野委員 法律的に言うところ、そうなりますね。そして、私は、それは必要なことではないなどと決まて言いませんからね。非常に立派な、大事な仕事をやっておられるんです。その点はどうぞ誇りを持ってやっていただいていい。

ただ、その手段、方法がかなり行き過ぎている。そしてまた、その手段、方法、こうこうこうやっていますよというところを、ちゃんと誇りを持って、我々はこういう手段、方法を使っておりますというところを言えはいないんです。ところが、隠して隠してそれを明らかにしないものだから、いろいろな憶測が出てくる。

また、特に左翼に対してはかなり厳しくこれをやられたようですね。政治団体、労働組合、それからもちろん新左翼なんか入っておりますが、そういったところに対してはかなり強い対処をされた。それに対する新左翼の暴走というのは、私、今ここで感想を言わせていただく。これについて、答えてもらおうとかなんとか思いません。余りにも警察が厳しくやり過ぎたために、その反動で新左翼と言われる若者たちも跳びはねた行動

をとったという側面は絶対に否定はできないんだらう、私はこう思っておりますが、これについてはお答えは要りません。

ところで、そういう業務をなさるについて、いろいろな手段、方法というものはあるわけですね。情報収集をやられる。特に情報収集のときに、視察を行う、内偵を行う、聞き込みを行う、張り込みを行う、尾行をする。こいりまでは通常の警察活動として、警察が好きなのは実は余りありませんから、まあ不愉快だかしょうがない、こう思っておるんですが、工作を行う、面接を行う。

面接なんか、いろいろな面接があるでしょうから、面接はいとして、それから投入という方法を行う。これは、その団体の中にスパイを送り込む、それから虚偽の情報などを流して誤った行動をその団体にとらせるというような手法、こういうのもやっておりますね。それから、さあここのが大事なところでありますが、盗聴をする。これは、人の話を聞き耳を立てて聞くということではなくて、盗聴器を用いて盗聴をする。このような手段、方法を使っておられるわけですね。いかがでしょう。

○金重政府委員 警察の情報収集活動でございませうけれども、警察は、警察法に定められた責務を果たすために、国民の皆様から協力を得て、必要な情報を収集しておるといふことでございませう。

もとより、その手段、方法につきましては、法律の範囲内で必要かつ妥当な限度内において行っていること承知いたしております。

○日野委員 では、盗聴はやっておりますか。やっておりますね。

○金重政府委員 今申し上げましたように、私ども、警察活動については適法、妥当に行っておりますので、違法な盗聴行為というようなことは行っておりません。

○日野委員 これはちょっと古い本で、私も最近不勉強なものですから古い本をちょっと引かせて

いただきますが、警備警察研究会というのがありますね。そこでつくった本で、「警備警察全書」というのがありました。御承知ですか。

○金重政府委員 申しわけございません。ちょっと、突然のお尋ねですので、承知いたしております。申しわけございません。

○日野委員 いや、そういう本があるんです。そこで、いろいろなことが書いてあって非常におもしろい本なんです。こいりいったいいろいろな方法があるということが書いてあって、特に、秘聴器と書いてある、秘聴器に聞く器械ですね。盗聴器とは言わない、秘聴器。その秘聴器を使用する場合は特に注意が必要である、こう書いてあるんですね。

この間、保坂委員が、盗聴器についての警察とメーカーとの取引についていろいろ述べておりました。あれは、やっておりませんとあなたは言うし、どこに行ってもそれは判で押したようにやっておりますと申すけれども、これはもう公然の秘密なんです。だれもあなたの言うことを信じていないんですよ。盗聴をやっているということは、もうこれは事実なんです。

共産党の、どなたでしたかな、緒方国際部長さんのところを盗聴された。それは、そっちこっちで盗聴器が見つかって、盗聴された人がその盗聴器を外して持っていくたら、窃盗だなんというて、今度は検察庁がこれを起訴しまして、そして裁判の結果どうなったかというところ、これは違法性阻却事由があるというので無罪になったなんてございませう。また、さあございませう。

やはりこういうのは隠れてやることです。それで、さっきも挙げましたね、「警備警察全書」。これには、情報活動が行われているということが判明したときは、既にその警備情報活動は失敗である。つまり、盗聴器が見つかったなんというところ、つまり、盗聴器が見つかったなんというところ、じゃなく、はあ、だれかに情報収集の対象にされているぞとか、だれかに情報収集の対象にされているぞというところを対象になった人がわかったときは、その警備情報活動は失敗だ、こう書いてある

んですな。まあ、それは警備の側からしてみれば
そうでしょう。

それから、警察大学校、ここでは講習が行われ
て、住居侵入の仕方、窃盗の仕方、信書開封の仕
方、ここには盗聴の仕方の講習があったかどうか、
ちょっと私このところよくあれですが、
私は、恐らくしているんだらう、こういうふう
に思います。

それで、こうやって、情報収集をいろいろな手
段でやるわけだ。私は、盗聴も入っている、これ
は断言します。今までの情況証拠、それから直接
的な証拠、いろいろそろっていますから、これは
盗聴をやっているわけですが、まあ、いいや。
こうやって集めた情報、これはどのように整理
されるんですか。どこで、だれが、どのように整
理するの。

○林(則)政府委員 警察では、犯罪の予防、鎮
圧、捜査、交通の取り締まり等の公共の安全と秩
序の維持という責務を果たすため、必要な限度で
個人に関する情報等も収集し管理をしておるこ
ろであります。

そういったものにつきましては、例えば、例を
挙げますと、個人情報ファイルとしては、各種警
察事務を適正に遂行するための、二輪車防
犯登録ファイルとか、家出人ファイルとか、ある
いは風俗営業管理者ファイル、あるいは運転者管
理者ファイル、そういった形で現在保有をしてお
ります。

○日野委員 いろいろな団体についても個人につ
いても、そういうファイルはあるわけですか。こ
れは当然です。私も、これをしてはいかぬなんて
言いません。これは必要です。そして、すぐにで
も引き出せるように電子化もしておいて、それは
結構だと思ふんです。

警備資料整理規定というのがありますな、警備
資料整理規定。これは、警備関係の情報を整理し
ているわけですね。そして、それにはどんな内容
の記載がありますか。

○金重政府委員 警備資料整理規定なるものがあ
るかどうかについて、ちょっと今私、承知いたし
ておらないわけでありましても、一般に警察
は、先ほど刑事局長も御答弁させていただきまし
たように、犯罪の予防及び捜査を行うという責務
を有しておりますから、その責務を遂行するとい
う立場から、いついかなる場合にも有効、適切な
対策を確立する、そのための各種資料を整備して
おるといふことはございます。

したがって、私も警備警察の分野におき
ましても、その責務を遂行するための資料とい
うのは、収集し、整理、保管しておるといふこと
でございます。

○日野委員 私、責めているんじゃないんですか
らね。あくまでも責めているんじゃない。そうい
う資料をおつくりになることは妥当なことだとい
うふうにならぬかとお話しているんですから、
どうぞ、そこは誤解なさらないで。そんなに警戒
なさらないで結構でございますよ。

そういうことで、まあいいや。特に、交通事故
なんかとは違って、警備資料整理規定、今名称が
変わったかどうか知りませんが、こういうのがあ
りました。そこで集まった資料をファイルにつ
くって、それを保存している。これは団体それか
ら、個人もとさっき刑事局長さんはおっしゃっ
た、個人も含むわけですね。その個人の範囲が実
問題なんだね、個人の範囲が。

もちろん、団体の構成員について、特に政党で
あるとか、それから労働組合であるとか、それか
らいろいろな文化団体まで入っているんだ。それ
それから、非常にプライバシーにわたること、プ
ライベートな事項にわたること、これについても
記載がある、これは間違いないですね。もう警備
局長さんなんかは警備畑が長いんだから、御承知
でしょう。

○金重政府委員 先ほどもお答えいたしましたよ
うに、警察の目的を遂行するために、それに必要
な資料を妥当、適法な方法で収集しておるとい
うことでございますけれども、どういう形でそれを

整理、保管しておるかという具体的な内
容につきましては、警察の犯罪捜査活動に支障を
及ぼすおそれがございますので、お答えは差し控
えさせていただきますというふうになっておしま
す。

○日野委員 このファイルについては、これはよ
く秘密が保たれている。まあ、これが秘密が保た
れないで公にされたら、これはとてもない騒ぎ
になるというふうなことがいろいろ書いてあるわ
けであります。絶対に出てこないんです。絶対
に出てこない。裁判所が命令しても出てこな
い。

私がやった事件で、宮城県やぐら荘事件とい
うのがありました。これは付審判事件です。そし
て、その付審判事件で検察官の役割をする弁護士
が、ある人に対する個人別整理簿、この者に関す
るファイルを出し、こう警察に命じたことが
あります。そのときの宮城県警本部長からの回答
は、「御命令の件は、職務上の秘密に關しますの
で、貴意にそいかねます。御了承願います。」

大体、付審判事件で、被告人は警察官ですよ。
付審判事件で、こうやってそのファイルを出しな
さいと。その存在はあると言外に認めて、「御命
令の件は、職務上の秘密に關しますの、貴意に
そいかねます。」とは一体何事かと私は実はその
当時思いましたね。今でもその感想は変わらな
い。

絶対に出ない。また、出たら大変なことになっ
たと思うのです。こんなことまで書いてあるの
か、そしてその対象はこんなにも広いのかと。政
党だって政治家個人だって、自民党の諸君もばや
ばやしている、皆さんのファイルだって恐らく
あるのですよ、私のもあるだろうし。こんなもの
を放置していいわけはないのですかね。

私が言いたいのは、事ほどさように日本の警備
公安警察というのは非常に熱心に情報を集められ
て、それを整理して持っておられる。情報の収集
には非常に熱心だ。私は、この法律ができないな
らば、どのような理由があろうとも、盗聴という

のは公の機関がやってはいけない、こう思ってい
ます。犯罪だと思っております。

しかし、今までそれをやってこられた。やらな
い、やらないと言ったためです。私はちゃん
と、これはやっていて、やっているということ
は十分に知っていますから、予断と偏見であらう
と言われようとも、私は、やっていると言いま
す。そういう目で、通信傍受と言われても、これ
は盗聴でしょうよ、あなた、こういうふうにな
ざるを得ないわけですね。

私が今お話ししたことについて、大臣、これは
質問通告していただかないで、大臣、これは
思いますが、大臣もひとつ頭の中に入れておいて
いただきたい、こんなふうになります。

私では、通信傍受法の内容に入っていないとい
うことですから、そして、このような物の見
方をして国会で論議をするということも一方で非
常に大事なことでございますので、そういう前提
で私は聞かせていただきます。

ちょっとさういふ短時間のうちに準備をしまし
たので、通告しなかった質問も出るかもしれませ
ん。しかし、明敏な局長さんのことですから、十
分にお答えいただけるものというふうに思いま
す。

傍受の令状をとる要件がございすね。私は、
この令状そのものは新しい捜査の形での令状だ
と思うのです。今までの裁判所の令状、そして憲
法の定めている令状主義、それから刑事訴訟法が
定めている令状とは大分趣意を異にするものと私
は思います。これは全く新しい一つの捜査の形態
なのであって、これについては、憲法の二十一
条と新しい形態ということを考えてみると、私はこ
れは許されないのであるかというふうな思
うのですが、いかがでしょう。

○松尾政府委員 先生お尋ねのように、今回の電
話傍受の令状でございます。
これは、今までの刑事訴訟法等で規定されてお

ります。捜査あるいは差し押さえるいは逮捕令状等でございますが、新しい分野の令状を設けるという意味で新しい制度ということは御指摘のとおりでございますが、憲法との適合性の問題、これまでの答弁でも申し上げましたが、慎重に、憲法上の権利の保障、保護ということも十分考えましても、調和のとれた制度として法案に盛り込んだつもりでございます。したがって、憲法違反の問題は生じないというふうに考えております。

○日野委員 これまでも令状に基づく通信傍受ということはありました。しかし、これは検証なんです。あくまでも検証なんです。既に起きた犯罪についての検証であります。今度、全く新たに、既に起きた犯罪、それから、これから行われるであろう犯罪を予備的に通信傍受していくということでありまして、今までは全く違う形態である。これは憲法が予定していない、予想していない事態なんであって、そうすると、最小限にするからとかどうか、それから、ある場合は緊急性などということも論じられる場合はあるのでしょうか。しかし、これは何と云っても憲法二十一条の明文に反するんだな。

私は、過去に起きた犯罪はまあ、いや、それだ。私は通信傍受を肯定するものではありませんが、これから起きようとしている犯罪、いかにそれが蓋然性が高かろうとも、そこについてまでこのような令状をとって捜査することが可能なかどうかということについては非常に強い疑問を呈さざるを得ないので。この点についてはどのようにお答えになるのでしょうか。今までも何度もお答えになっているのですが。

つまり、それが必要だからだということじゃありません。これは、何しろ、非常に強い憲法上の要請である通信の秘密を守ることとは、これは当然、警察庁、法務省は憲法に従わなければならない。いかがでしょうか、こいらは。

○松尾政府委員 一点目の憲法との適合性の問題につきましては、先ほど大臣から御答弁申し上げました。

憲法には、基本的な人権の保障等を含めて、さまざまな権利保障がなされているわけでございまして、公共の福祉等の制約もあり得るわけでございまして、無制限のものではないということもまた、これまでの判例の集積あるいは憲法理論の集積等で明らかであるところだろと思っております。それから一点目の、これから行われる犯罪ということで委員のお尋ねがございまして。

これにつきまして、傍受令状を請求する際、この法案でいきますと第三条にさまざまな要件が規定されておるわけでございまして、単純に将来の犯罪を傍受するというにはなっておりません。いろいろな限定を加えまして電話傍受の令状を請求するということになっておりますので、そういった点からいって、憲法上の問題は生じないというふうに考えております。

○日野委員 今おっしゃるとおり、第三条には「別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀」云々、こう書いてあります。それで、次の号には「別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合」、そしてあと「数人」と書いてあるわけですね。そして、この項には「当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪」、「当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪」、それから、第三号もございまして、「禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、二つ、三つあるわけですね。これは将来の犯罪でしょう、二号、三号は、将来の犯罪。

私は、刑事犯罪というのは、やはり行為が行われたときにそれに対する対処を行うべきことが刑法令に定められているのであって、将来起きるかもしれないという蓋然性、それがいかに高度なものであろうと、これについて対処すること、こ

れは刑罰の本義にもとる、私はこう思います。それについて事前に、もう既に捜査を行うということとは。刑事訴訟法で何かちよこつと一条つけ加えているようですが、そんなことで私は落着く問題ではない、こう思っているんですよ。今、これによって日本の捜査のあり方というものが大きく変化するんだ、私はこう思う。そう思いませんか。局長さん、どうですか。

○松尾政府委員 まず、お答えの冒頭で申し上げておきたいことがございまして、将来行われる犯罪ということと委員が表現されております。これだけの表現ですと、それを聞いております国民にとり、何だかわからないけれども、将来起こるかもしれないという犯罪も想定して非常に幅広く電話傍受がなされるのではないかと誤解が生じることにならうかと思っております。この法案が考えておりますことは、そうしたことは全く別意の、質的に違ったこととございまして。

それをちよつと例を挙げながら今申し上げたいと思ひますが、ただいま先生のお尋ねありますこの法案第三条一項の二号、三号は、二号を見ますと、「別表に掲げる罪が犯され、これは現実犯罪が、別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合」ということを要件として掲げているわけでございまして。次のところの、二号には「イとロとありまして、当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪」というようなことがございまして。

まず、この点でございまして、例を挙げますと、かなりの量の例えは覚せい剤の密輸事犯が現にありまして、これは警察が捜査し、あるいはその他麻薬取締事務所がかわることもございまして、そういった捜査機関がその犯罪を探知してこの捜査を開始しております。大量の覚せい剤でございまして、それが死蔵されるということはないのであります。当然アンダーグラウンドの市場に出る。つまり、覚せい剤の所持、譲渡あるいは隠匿ということが犯罪として犯されるとい

とは社会的には当然考えられますし、捜査機関としても、そういった犯罪が継続して行われるということについては当然警戒を持ち、それをどう防圧するか、どう抑止するかということも含めて検討、捜査の対象とすることになります。

そういったことになりましたと、大量の覚せい剤が密輸入されました、その後のいろいろな想定される行為が、ここに書いてあります「引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる」という状況でございまして。しかも、それは「十分な理由がある」ということでございまして、これも、従来の逮捕状請求ですと「相当な理由」ということでございまして、これを「十分な」ということとかなり厳格にさらに絞りをかけていくということとでございまして。

これをもう少し平たく言いますと、密輸入とその後頒布行為あるいは売買行為というのは、社会的に見れば一連の大量の覚せい剤の密輸、それに伴う販売行為ということと、社会的には一連の行為というふうに見得るのだらうと思ひます。つまり、この第三条二号に掲げておりますのは、そういった一連の犯罪行為が現に想定されるということでありまして、確かに先生のおっしゃるように、密輸入後の行為はこれから行われる行為ということでございまして、電話傍受の対象として、それはこれから行われる行為であるから対象にならないというのはいかに問題があるのかと思ひます。つまり、憲法上の通信の秘密に対する保障等を考えましても、こういったところの電話傍受を行うということは、やはり全体的な調和の中では許容される捜査手法ということに御理解がいただけるのではないかと思ひます。

それから、次に先生の御指摘の、第三条の一項三号でございまして。これは、法文の表現といたしましては、「禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合」だというふうな規定の仕

方をしております。

これはどういふ問題かといふと、例えば蛇頭のケースを今度引かせていただきたいと思います。

外国から多数人の集団密航をさせよう、我が国で不法に就労させ、あるいは売春等を行わせることも現実にはあるわけですが、そういった計画のもとに、その実行の準備のために、まず多数のパスポートの偽造が行われるというケースもございます。

このケースを考えてみますと、パスポートの偽造ということ、当然外国のパスポートでございますから我が国の公文書ではございませんので、これは私文書の類の話で、刑法的には有印私文書偽造罪の成立があるということになります。つまり、ここにあります「禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪」、つまり蛇頭の集団密航罪の実行に必要な準備のために犯される、この場合でございますとパスポートの偽造がそれに当たるわけでございます。引き続きその集団密航事業が実行に移されるという「疑うに足る十分な理由がある場合」でございますので、捜査の実情等を考え、また他方で、確かに憲法上の保障とされております通信の秘密の保障ということの兼ね合いを考えましても、かかるケースについては、やはり電話傍受は許容されてしかるべきである。それをまた、こういうふうな規定することが全体の調和を乱し、あるいは憲法違反になるものというふうな理解には到底ならないものと考えている次第でございます。

○日野委員 局長さん、私に、将来の犯罪だ、将来の犯罪だ、こういうことをおっしゃったけれども、今の局長さんの答弁は、極端な犯罪を言っておられるんですね、あなたは。それは、寛せい剤、蛇頭を挙げればわかりやすい。そういう膨大な、大きな組織でそういう犯罪を犯していく、これはもう目につく。

しかし、私、ここで注意しなくちゃいかぬのは、「当該犯罪が数人の共謀によるものであると

疑うに足る状況があるとき。」これはもう組織犯罪だと。「数人の」というのは、法律で言う概念では二人以上でしょう。

○松尾政府委員 数人とおっしゃるのは、二人以上でございます。

○日野委員 では、一応ここで御休憩いただきます。

○杉浦委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十四時四十一分休憩

午前十一時十分開議

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日野市朗君。

○日野委員 継続させていただきます。

さっきは、数人というのは二人以上だということまででした。

ところで、蛇頭だのそれから麻薬だの、そういった薬物の販売組織という、二人なんということはないわけですね。ですから、私はここで何が言いたいのかといふと、細かな、二人なんといふ数字までひっかけられる、我々の言葉で言うところとひっかけられる可能性があるんだということとひつつ注意喚起しなくちゃいかぬということが一つであります。

それからもう一つ、別表に掲げる罪ですが、これはかなり広範ですよ。法令名だけでも二十法令、その中には刑法は一つの法令として数えるわけですが、刑法だけでも随分かなりの罪名が並ぶわけですね。それを見ますと、こんなものまでと思うようなものも随分あります。特に放火罪なんというの内気な人が起こす犯罪だなどと言われるわけですが、こんなものまで入れる必要があるのかねと思うようなものもあります。こういうのを見ますと、これだけ多くの罪名がずらりと並ぶ。そうすると、盗聴の要件を備える範囲というのは非常に広がるのではないかと。このところを私は非常に心配をいたします。

金重さんにもちょっと御意見を伺うことになりまして、後でいろいろと通信傍受の具体的なやり方について伺いますけれども、これだけ範囲が広がりますと、いろいろな通信傍受による情報と入ってきた情報というのは、通信傍受で録音などにとったもののほかに、それを傍受していた人の記憶に残ることなども出てきます。そういったものは、これは警備公安的な観点からいいますと、やはり報告されることになるのでしょね。これは非常に貴重な情報があるに詰まっていると思うのですが、当然、そこで傍受をした人の報告を求めるなどというのは非常に有効な情報収集の一つの方法だと思ふのですが、ちょっとこれは通告していただく悪いのだけれども、金重さん、どう思いますか。

○金重政府委員 通信傍受をやるには、厳格な要件のもとで必要性があつて行われるものだといふふうに考えておりますので、その目的に沿って行われた通信傍受の内容については、その目的にのみ厳格に使用されるものであらうというふうに考えております。

○日野委員 恐らく刑事裁判なんかで、こういう通信傍受のときに、こういう内容の通信を傍受して取りましたなんということを、これは裁判上では証拠には当然ならない。しかし、警備公安情報としては非常に貴重なものになるだらうというふうに思ふので、これは必ず報告を求める、そして報告書が出て、さっきも言ったファイルの中にこれは登録されていくだらう、私はこう信じております。この疑いは絶対に消えない。

それで私は、通信傍受法の第三項に掲げているこれらの要件ですが、これらは広がる可能性が非常に強い。そして、やはりこれは、これから起こり得る、起こる蓋然性の高い犯罪に対する傍受だらう、こう思ふので、私は、通信の秘密を守るという憲法上の要請、これにはどう手直ししてもこのところは触れてくる、こう思ふます。これ以上伺いましても、局長は同じ答弁を恐

らくなさることになると思ひますから、私の判断を申し上げておきたい、こういうふうな思ひます。

あとは、この法律についていろいろ聞きたい点がございまして。しかし、二時間という時間はもう実に短いものでして、あと四十五分程度しかありませんから、別の論点に移らせていただきます。

この法律の第三十条、付審判の請求という規定がございまして。この要件について伺います。

「捜査又は調査の権限を有する公務員」、こうなっていますね。その公務員というのは、結局は通信傍受の業務に当たる公務員なのか。それのみに限らず、令状によらない通信傍受、盗聴ですね、それを行った公務員も含むものなのか。いかがですか。

○松尾政府委員 ただいまの御質問ですが、第三十条はその主体を「捜査又は調査の権限を有する公務員」ということで、それには限定をつけておりません。例えば電話傍受の令状に基づいて傍受を担当することになるとか限定が入りますと、さらにそういう限られた範囲ということになると思ひますが、これはそういう限定が付してございせんので、捜査または調査の権限を有する公務員一般ということにならうかと思ひます。

○日野委員 そうすると、私はさっきから、警備公安警察は盗聴していると思う、こう言っておりますが、いわゆる私が指摘した令状によらない、法に基づかない盗聴行為、これは盗聴と言いましうね。その盗聴行為を行った公務員についてもこの三十条の適用がある。間違ひありません。

○松尾政府委員 盗聴という立案者としては非常に抵抗感が逆にあることではございますが、この法案に規定する手続によらないで違法に電話傍受等をいたしました場合には、第三十条が動けるといふことではございます。

○日野委員 では今度は、捜査の令状を持ってやった場合、それについては第三十二条に「該当性判断のための傍受」、こういう規定があります

が、これはこの間から木島委員と局長さんとの間でいろいろやりとりがありました。それとできるだけ重複しないように伺いますが、大体、通信傍受をやるのは恐らく警察官になるだろうと思えます。警察官になりますね。それで、十三条によりますと、「傍受の実施をしてる間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうか判断するため」に、必要最小限度の範囲において当該通信の傍受をすることができ、こうありますね。

ところで、実際に通信傍受の行い方について聞きます。これは二十四時間、一番長ければ三十日間傍受できるわけですね。これをやるのは同一人というよりはあり得ない。そうですね。かわるがわるやることになるわけです。そして、そこには立会人がつく、こういうことになります。立会人も御苦労なことです。

そこで、私ちょっと教えていただきたいのですが、これは恐らくテープに録音するという形が一番一般的なんでしょう。ここで「必要最小限度の範囲に限り」こうなっていますね、実際はどうかなんです。テープをずっと回しながら、電話が来た、そうしたらそれを録音する、それが終わったらテープを切るという形ですか。それとも、ずっとテープは回しっぱなしになるのですか。○松尾政府委員 ただいまの御質問の点は、大変重要なことであると同時に、若干誤解が広がっているのではないかと私自身も危惧するところがありますので、少し申し上げます。

例えば、我々としても非常に慎重に考えた点でございしますが、搜索・差し押さえ令状がありまして、ある搜索箇所に行きます。文書が多数ございします。その文書の中で何を押さえるべきかというところは令状に明記されているわけではございまして、その令状に明記されている文書に該当するかどうかについては、必要最小限度でいろいろな文書をチェックする必要がございします。その中で該当するものを押収してくるということになります。

ので、その際に押収物以外の文書も必要最小限の範囲ではやはりチェックしないと、えり分けができないということになります。つまり、現在あります搜索・差し押さえ令状でも同じ問題が実は内在しているわけではございします。

今回は電話傍受でございします。電話傍受で、いろいろな会話がなされるわけではございしますが、その中で何が傍受対象として令状に規定されているものに当たるのか、これをどうえり分けるかという問題でございします。

まず、テープのことから申し上げますと、テープは終始回しておるわけではございしません。必要な都度テープが回るといふことで、まず御理解いただきたいと思います。

では、どういう場合に回すのかということではございしますが、対象の電話機につきまして見ておきますと、電話がかかってくるということは、例えばランプが点滅するとかあるいは音が出る、いろいろなことではわかるわけではございします。そうしますと、それが傍受対象の内容なのかどうかは、まず聞かないことにはわからないわけではございします。

で、これはスポットモニタリングという、外国等ではこういう表現ということではございしますが、まず聞いてみるということではございします。

聞いて、例えば覚せい剤の、これこれの密売事犯というところでございしますと、覚せい剤のそういう内容が入っているかどうかということ、これは確かにそこまでの判断をするわけではございしますから、多少の時間的な継続があつてそれを聞くことにはなりません。これは関係ないということになりますと切るわけではございします。その段階でテープはとまります。それで、電話のところで捜査員は待機しているわけではございしますが、また通話が来ます、また聞きます。今度は、例えば覚せい剤を一パッケージ売ってくれやというふうな話になりますと、これは対象の通話になりますので、これはその内容である限りはずっと傍受をしておりまして、それが終わった段階で切り切ります。こんなことの繰り返しということになります。

その際に、常時立ち会いということではございしますから、立会人はそういう行為を見ているということではございします。

それで、これは制度的には、これが大事な点でございしますが、そうした聞いたもの、聞いた通話はすべて原記録といふか、一本のテープには全部入ります。これは、いづれは、テープが終わりますとそのテープは封印されて、裁判官が保管するということになるわけではございまして、何を捜査官が聞いたかということは、全部原テープの中には入っておるわけではございします。

そのような実際の流れになっていくということではございします。

○日野委員 これはほかの委員の方々も関心のあるところでしょうから、私は、私が特にこれはどうかと思う点についてだけ、ここで聞きます。

十三条の第二項、これは外国語による通信ですが、これは非常に強いヒントを与えてくれていると思う。これは、外国語による通信または暗号その他の内容を即時に復元できない方法を用いた通信とあります。

こういう電話がかかってくるからどうするのでしょうか。もしもし、きょうはいい天気ですね。奥さんお元気。マリコさんはお元気。いや、マリコがどうもこのごろ熱が出てぐずぐずしててね。まあ、そのうちによくなるだろうから、そうしたらまた遊びにやりますよ。こういう通信。マリコというのは、局長御存じかな、日米開戦の前にマリコの健康を語ることによって秘密の通信を行ったというちょっと有名な話がありますが、それを使わせてもらつた。

こういうのは、さて、現場で実際に傍受している司法警察官または検察官、これらの人々はどう判断するんでしょうか。これは令状に記載されている事実と関係あると思うか、難しところですね。そういった組織の連中やなんかは傍受されているというのはよくわかっていまして、まあ、まともなやりとりなんかはむしろしないだろうと思う。こういうとき、その部分はどのようなのですか。ちょっと解説をしてください。

○松尾政府委員 大変微妙な、しかし、なおかつ捜査の現場では大変難しい問題であり、かつ重要な問題でございします。

お尋ねのように、暗号あるいは外国語ということになりますと、傍受をしている捜査官の、いわば意味自体が理解不能な場合があるわけではございしますから、その場合がこの十三条二項にあります「外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信」ということになりますので、これはある程度、最終の場合にはその全部をとにかく録音して、直ちにそれを言語として理解するということになるうかと思ひます。

ただ、少し微妙な点は、符牒の場合でございします。今言われましたように「マリコは元気か」ということが現実にはどここの家については監視はないかという符牒だったといたしましても、聞いている限りは健康を聞いているだけということではございしますが、そういう会話は、一般的には傍受対象からは除外されるということではございします。

ただ、それでありまして、先生がおっしゃるように、薬物等の継続、反復して違法行為を行っている集団が符牒を用いた場合は全部だめじゃないかというふうなことになるかねないわけではございしますが、例外的には、捜査の過程でその符牒が解明され、つまり、それが即時にそういう意味が翻訳されるというような状況の中で令状が請求され、それについては傍受対象の会話として裁判官も認めるというような状況もまたあり得るわけではございまして、そういった場合には、これを形式的には時候のあいさつだから即除外するというところにはならない。それは極めて例外的な場合だと思ひますが、そういった捜査の実情も考えますと、今申し上げたような実態ということになろうかと思ひます。

○日野委員 傍受は、テープはその都度その都度作動するというもので同っておきましよう、あくまでも、真つ正直にこれは同っておきたいと思ひます。またそうでなければならぬと思う。ずつと回し放しにしておいて、そして、その中に入ってきたいろいろな情報をとるということ、これは大変なことです。

そこで、あらわれた情報、これは当然、警備警察の情報として収集の対象になるんでしよう。いかがでしょうか。

○松尾政府委員 先ほどから警備警察、刑事警察、こういう分類でお尋ねでございしますが、概念は必ずしも明確に区分けされているわけではございません。

今回の令状による電話傍受というのは、目的ははっきり規定しておりますし、その内容、対象、期間等が明確になっておりますので、それをほかの目的に流用するというようなことは傍受の対象とされていないと思いますか、ぜひそういうような理解でいただきたいと思います。

○日野委員 ちょっと後段、講字事例みたいになつて恐縮ですが、電話でむつ言を交わす、それから非常に世人の関心を引くような話題について話がある。そうすると、これはテープには載らなくとも、それを傍受するということは可能なのではないですか。そういう行為は先ほどの付審判請求の対象になりますか。

○松尾政府委員 まず、誤解が生ずるといけませんので確認しておきますが、傍受した通話はすべて、裁判所に将来保管されることになる、原記録という表現になっておりますが、そこには全部録音されているということになりますので、その傍受自体が令状を請求した際の目的以外のために、つまり、それは単なる名目でありまして、全くほかの目的に使われるということになりますと、まさに先ほどお尋ねになりました三十一條ですか、その問題にはなつてくるわけではございません。○日野委員 まだまだこの法律で聞きたいことが山のくらゐりますが、時間が時間ですから、今

度は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に移ります。

まずその前に、一つ大臣にお伺いしたいことがあります。

さっきの付審判請求については、特別公務員暴行陵虐罪、特別公務員の職権濫用罪と比較して、ちよつと罪が軽過ぎやしませんか。付審判請求の根拠条文である電気通信事業法と有線電気通信法、これの規定の刑が軽過ぎやしないか。もつとこれは重いものにする必要があると私は思ひます。いかがでしょうか。

○陣内閣務大臣 通信の秘密の侵害に関する罰則のあり方につきましては、法制審議会答申におきまして、今後、現行法制にも留意しつつ検討されたいという附帯要項事項が付けられております。

法務省といたしましては、公務員あるいは捜査機関による通信の秘密の侵害に関する加重罰則規定につきましても、通信の傍受の一般的禁止、処罰規定を設けている電気通信事業法、有線電気通信法との関係を含めまして、関係省庁と協議しつつ、今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

○日野委員 では、先ほど読み上げた法律に移ります。

私は、略称ではなくて法案の名称を正確に読みました。なぜかという、本当はこういうような一本の法律で規制すべきではない二つの種類のものが入っているのではないか、こう私は思うのです。一つは組織的な犯罪の処罰、それから犯罪収益の規制、こういうことなんでありますね。

そこで、前文を見ていただきたい。第一条、そこには微妙な日本語の言い回しが使われているのです。この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、「云々と書いてありまして、後の方に行きますと、「犯罪による収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、」で切れて、「犯罪による収益に係る

没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。」こう書いてあるわけですね。

ところで、今審議している法案は組織犯罪対策三法などと呼ばれて、組織犯罪を禁止するため、こういうふうに出ております。ところが、これを読みますと、後にずっと並んで出てくる各条もそうなんですが、組織的な犯罪とともに、組織的な犯罪によらなくても犯罪による収益にかかわることが出てくるわけですね。「犯罪による収益に係る没収及び追徴」、こういったものは組織犯罪とは関係なく、個人であっても、こういった収益に係る没収等は単独犯として扱われていく、組織とは関係ない、こういうふうに読んでよろしいわけですね。

○陣内閣務大臣 大事なところでございしますので、詳しく答弁させていただきます。組織的な犯罪においては不正の利益を得ることを目的として種々の犯罪行為が行われることに着目し、犯罪行為により得られた犯罪収益の保持、運用を規制して、経済的な側面から組織的な犯罪に適切に対処しようとするものであります。

これによって対処しようとするのは、暴力団その他の犯罪組織により、あるいはその周辺で不正な利益獲得のために行われる犯罪であります。このような犯罪は実質的には暴力団等の組織との関連で行われるわけですが、実行形態としては単独犯であるものも少なくないなど、さまざまな形態のものがあり得るところであり、必ずしも犯罪行為自体が組織的に行われるとは限りませんが、今委員の御指摘の点がそうでございします。

ところが、これにより得られた犯罪収益は、犯罪組織の維持拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されて、合法的な経済活動に悪影響を与えるものでありますので、その保持、運用を規制する必要があると考えております。そこで、犯罪収益規制におきましては、前提犯罪が実行された具体的な態様によつて

て犯罪収益が否かを区別することは適当ではありませぬので、その前提犯罪が組織的な形態で行われることを要件としないのであります。

既に犯罪収益規制の法整備を行っている他の主要国におきましても、同様の観点から、前提犯罪が組織的な形態で行われた場合に限定している例はございません。

○日野委員 結局は限定なしだと。犯罪によつて得られた収益は、個人が犯した犯罪であつて、そこから利益を収受しても、これは本法によつて禁圧するという趣旨でございしますね。局長、いかがですか、大臣の御答弁について。

○松尾政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げたとおりでございします。

ただ、犯罪収益規制によりまして対処しようとしたまはすのは、暴力団その他の組織犯罪によりまして、あるいはその周辺で不正な利益獲得のために行われる犯罪でございします。

その犯罪行為自体は、大臣も今いろいろな角度から申し上げましたが、実質的には暴力団等の組織との関連で行われますが、実行の形態といたしましては、単独犯であるものも少なくないことがございします。必ずしも組織的に行われるとは限りません。必ずしも組織的な形態で行われる犯罪に限定することはしていないのであります。諸外国も同様の法制になっております。

犯罪収益の規制でございしますが、簡単に言いますと、経済的な側面から組織的な犯罪に対処しようとするものでありますので、この法律案に定める犯罪収益規制の趣旨、目的に照らしまして、具体的な適用の段階におきましては適正に運用されるものと考へている次第でございします。

○日野委員 どうも私は、何でもこれを一本の法律で、こう思うのです。

言うなれば、犯罪収益の没収、追徴、さらにこれには保全手続まであるわけですが、これは今までの刑法の刑罰の体系からいふと、全く別個の新しい概念を持ち込んだというふうには私は思ひます。それならそれで、これは別の法律でやはり出

すべきだ。組織犯罪という名目を掲げて、この法律のタイトルを見てもそうでしょう、組織的なというのがまずばんと出てくる。しかし、調べていくと、組織と全く関係のない犯罪にまでこれは適用されていくのですよというふうなことになる。は、それなりに一つの大きな論議を巻き起こすはずの事柄を、下手な鉄砲も数撃ちや当たる式にばんばん組織犯罪、組織犯罪と言いつておいて、その中にひっそりと潜り込ませてきた、そんな印象を私は感ずるのですが、本日は別法でやった方がいい、それがフェアだ、そしてそれはそれなりに国民的な論議にまつた方がいい、私はこう思います。

いかがでしょう。大臣にもそこいら考えていたいただきたいのですがね。

○松尾政府委員 今お尋ねの法案自体でございますが、組織的な犯罪におきましては、不正の利益を得ることを目的としたいろいろな犯罪行為が行われるということでございまして、それに着目して、それを抑圧するための加重規定、あるいはその犯罪行為によって得られました犯罪収益の保持、運用等を規制することによりまして経済的な側面から組織犯罪に対処する、そういう意味で、組織犯罪対策という意味で本質的に同一のものでございます。

これを単一の法案に盛り込むのか、あるいは二本にするのかという法技術的な問題がございまして、今回は、同一の目的、趣旨ということでございますので、単一の法案の中に盛り込みまして、内容としての理解の明確性という点ではその方がプラスであるという判断いたしました次第でございます。

○日野委員 私、一応、これを見たときは、最初のタイトルを眺めて全文を読んでみて、そして最初これは組織犯罪についての法律だと思っていたのですよ、不明にしてね。ところが、読んでみたら違ふんだな。

こういうことは、それは法律の技術の問題は私は言わない、ここでは、しかし、やはり法律とい

うのは国民的な意識にしっかりと支えられなければならない性質は得られないわけですから、私はそういった意味からすれば、これは違ふのですよということをはっきり言って、そしてその犯罪収益についてはこういうふうな決めますよというのがフェアだと思ふのです。このところは恐らく、いろいろ論議してもあれでしょうから、水かけ論になつてしまふだろうから、私はこれ以上論議しません。もっと明敏な委員の諸君がいっぱいおられますから、その方々の論議にもまいたいというふうに思ひます。

それで、別の論点に移らせてもらいますが、この法律もやはり別表方式をとっているわけですが、第二条第二項第二号の「次に掲げる罪」、それからあとは別表がございまして、この別表についてちょっと伺います。

この別表は、法制審議会では別表を掲げて議論をしたのではないのだというふうにも私伺つておるのですが、どうなのでしょう、法制審にこれはちゃんとかけたのですか、かかっているのですか。

○松尾政府委員 法制審議会におきましても別表を資料といたしまして議論が行われております。

○日野委員 それでこの別表ですが、実にこれは範囲が広いですね。別表によりまして、刑法犯だけでなく何罪あるのですか。これはもうかなり、ちょっとした犯罪は全部引つかかってくるという感じですね。そして、これで対象になっている罪を規定する法令、その法令数だけでも無慮五十七件に上る。これは一般の市民生活、いろいろなところでこれにちよこちよこ触れるということは随分あると思うのですよ。こういう別表、こんなに膨大な罪を用意した。しかも、これは組織的に

行われることを要しない。普通の一市民がたまたまこれに触れる行為をする、そしてそこで得た収益を、第三者が情を知っていますというか、その事情、ちょっと危ないなこれと思うくらいのこととはいいあるのでしよう、そうやって犯罪の収益を受ける、これだけでこんなに罪になる。こ

の別表をつくつた、その罪名をこれだけ列挙した何か基準があったのでしよう。どういう基準でしよう。

○松尾政府委員 前提犯罪、確かに多数ございまして、ただ、この選択につきましては、犯罪収益の運用等の行為を規制するとともに、その的確な剝奪措置を講ずることが犯罪収益の規制の趣旨、目的に照らして有効かどうか、必要かどうかという観点から、犯罪の重大性あるいは多額の犯罪収益に結びつくものであるかどうかということ、あるいは組織犯罪対策として緊急に対処する現実的な必要性があるかないか、国際的な協調の必要性の観点からいかがか、いろいろな観点で選択しておりますが、大きく分けますと五つの山に分かれるということが言えるかと思ひます。

その第一は、極めて重大な犯罪という類型でございます。ここでは殺人だとかあるいは爆発物使用等の罪等がこれに該当するかと思ひます。それから二番目の山は、暴力団等の資金源犯罪など、犯罪組織によって多額の収益を獲得するために、職業的、反復的に実行されると認められる犯罪でございます。

この類型に属するものとしたしましては、財産犯のほか売春防止法違反の罪とか、あるいはのみ行為ですね。競馬法違反とかいろいろな罪が出ておりますが、いわゆるのみ行為関連を含む賭博関係の罪、あるいは出入国管理及び難民認定法違反の罪、これは蛇頭等が顕著な例でございまして。それから各種の偽造罪。このほかに、放火、逮捕監禁、建造物損壊あるいは財産犯等も、暴力団等が報酬目的で職業的、反復的に犯すことがあるという意味でこの二つ目の山に入れているわけでございます。

次に、三つ目でございますが、合法的な経済活動の周辺にありまして、こういう暴力団等の組織に多額の犯罪収益をもたらすというもののまた類型がございまして。これは、詐欺破産でございましてとか背任罪等財産犯の一群がこれに当たるわけでございます。

それから、諸外国において広くマネーロンダリング罪の前提犯罪とされている犯罪と同種のもので、これは、公務員による収賄の罪とか航空機に関するテロ犯罪等がこの類型でございまして。

それから、先ほど、さほど法定刑が重いということではございませんが、現実には暴力団等が多額の収益を獲得していると認められる資金源犯罪といひますか、これが五つ目の山でございまして、これは例えば、わいせつ物頒布に関連する罪、あるいは不法就労助長罪等密入国事犯に関連して暴力団等によって犯される罪等がこの五番目の山に入るといふことです。

大きく分けますと五つの観点から、それぞれの罪種を拾ひ上げて列記したということでございまして。

○日野委員 これは、暴力団が實際絡んでいっていることであらば、それはある程度なるほどなと思はれる節もないわけではありませぬ。しかし、暴力団絡み、そして収益絡みということになる、一つ一つばらして、一つ一つ点検をしていくということは私は必要だと思ひますね。きょうは時間がありませんから、それはやりませぬ。これをやるだけで相当の時間数審議しなければならぬと私は思ひます。これをやるだけで恐らく数時間かかるというふうに入りますね。

そして、特に、国際的にこういうことをやりましようやという取り決め、これがあることも私は知っております。こういうマネーロンダリングとかそれから犯罪収益、これを締めつけていくことによって暴力犯罪等を掃いていきたいという国際社会の意思があることもよくわかる。しかし、それを盾にとって、ここまで広げることにはなからうというふうには私は思ひますのでございまして。

よくこの間から問題にされておりましたが、FATFですか、このFATFの決めている内容も、この前提犯罪の範囲はその国の実情に応じて決めるということになっているようですね。つまり、こんなふうになっているわけですね。その勧告は、各国がそれぞれの状況及び憲法の枠組みに

従って実施すべきものである、こういうふうにして決めているのであって、FATFの勧告、これを金科玉条のように扱うのは間違いだというふうには思っています。

そして、日本における治安の状況、それから、さっきからも言っていますが、日本の国というのはお互いの信頼関係によって成り立っているわけですね。

そういう点を考えると、こんなに前提犯罪のリストを見せられただけで、一般庶民はどきどきしてしまうのではないですか。たけば多少はほりが出るという人たちは、特に商売なんかをやっていると、これはいっぱいあるわけでありま

す。まず、罪なき者石を投げ打てという言葉があまりすけれども、私は、官憲と言われる人たちだ、どうかなと思う節がないわけではありま

せんよ。そこで、これを一つ一つチェックしていくという必要もある。ただ、これに時間を割き過ぎると、きょう、私が非常に強い関心を持っている事柄がちょっと消えてしまいますので。

没収のための保全手続をつくりましたね。民法ではよく、仮差押えそれから仮処分というところをやりますが、今度は刑法にもその保全手続が誕生したというわけでありま

す。それで、保全手続について若干伺っておきます。これは、犯罪収益を保全することができるとい

ですね。裁判所がこれについて保全手続をすることができ

ます。さてそこで、私、余り時間がなくなってきましたので、具体的な例についてちょっと聞いておきたいのです。金融監督庁、きょうはお見えになっ

さて、こういうことをやっていると、金融の流れというのは大きく乱れると私は思う。そして、金融の流れが乱れるということはどういうことかといえ、経済の停滞を招く、こういうことになってきます。この点について、金融監督庁はどういうふうにお考えになりますか。これから銀行なんかに対して、こういうときは受け取っていい、こういうときは受け取ってはいけません、銀行はやってられないやということになってしまいます。この点について、どうお考えになりますか。まずそこから聞きましょう。

○本田説明員 先生御質問の点につきましてお答え申し上げます。

従来より、前提犯罪は麻薬関連事犯ということに限られておりましたが、マネーロンダリング対策というものは現在既に存在しております。今回のマネーロンダリング規制の見直しによりまして、金融機関等の疑わしい取引の届け出義務につきまして、疑わしい取引の前提犯罪が拡大されるということでございます。

したがって、金融機関等にとりまして、既にそういう制度が存在しております。その前提犯罪が拡大されるということでございます。今回の対策によりまして、殊さら金融機関にとりまして大きな事務負担増には必ずしもならないのではないかと考えております。

また、金融機関等の事務負担に当方いたしましたとしても配慮するとともに、効果的なFIUの、FIUというものは、ファイナンシャル・インテリジェンス・ユニットということで、今後この法律に基づきまして設けられる情報分析機関でございますが、そういうふうな観点から、例えば、従

来、文書によって情報を届け出たいたしております。また、文書によつて情報を出していただいております。届け出を認めることも検討をいたしております。いづれにいたしましても、マネーロンダリング対策を有効性あるものにするためには、疑わしい取引の届け出制度が金融機関等の理解と協力を得

つつ効率的に運用されていくことが極めて肝要というふうにお考えをしております。そのような観点から、本制度の運用上、金融機関等の事務負担が余りにも過大にならないように配慮しつつ実施してまいりたいというふうにお考えをしております。

また、そういった中で、あらかじめ金融機関等に対して提示いたします疑わしい取引に係る参考事例、これは、どういう場合に疑わしいと判断するか、まさに、金融機関の現場の方が判断する、その判断の目安となるようなガイドラインでございますけれども、それを現在でもお示ししておりますが、さらに明確でわかりやすいものにしていく等々の改善策を講じることを予定しております。金融機関等においても、その疑わしい取引を的確に識別できるように努めてまいりたいというふうにお考えをしております。

○日野委員 今の答弁にもちょっと食いつきたいところがありますけれども、しかし、きょうは時間がないから、きょうは食いつかないでおきます。

それで、今度は、保全をするということですね。民法の場合は、民事の保全手続ということになります。これは差し押さえ、または仮処分、そういったものの、対象額の大体三分の一を保証金として納めなくてはいいか、こうなっておりますが、そこは親方日の丸で保証金なし、こういうことなんでしょう。

それでは、こんな場合はどうなんでしょう。一つの例を挙げます。犯人が当座を開設した。当座を開設して、それが保全を食ってしまった、こういうふうになります。そして、その犯人が手形を振り出しました。そして、まともな商売をやっている相手にその手形が回りました。その手形の受取人がそれを期日に提示した。払ってもらえ

すか、もらえませんか。○松尾政府委員 預金の場合は、保全されるのは預金債権ということでございます。その払い出しに係るような行為については凍結されるということでございます。

○日野委員 その手形をもらって払ってもらえない、資金繰りに困ってしまってその会社がバンクしてしまつた。さあ、えらい騒ぎですね。会社は倒産です。ところが、裁判をやったら当座を開設した犯人と思われていた者が無罪になった。さて、その損害はだれがどうやってん補するんですか。

○松尾政府委員 想定された事例について、なかなかお答えするのは難しいわけですが、この保全措置等によりまして結果的に損害が生じたということでございます。従来の刑事手続全般でも、強制手続で損害をこうむったということになります。これは国家賠償の守備範囲ということになりますので、それぞれの要件が検討されているというところかと思ひます。

○日野委員 国賠法ということで今お答えがありました。だれでも考えたらそうなるのかなという感じなんです。けれども、刑事裁判なんかになりますと微妙なんです。これは、国賠法は、公務員が権力の行使をして故意過失があった場合に、国家賠償の対象になる。さて、裁判で無罪になつてしまつた、これはどこに故意過失があるのですか。

○松尾政府委員 過去にもいろいろ、刑事手続の各段階に応じて、それを担当した公務員に対して国家賠償を起さるというケースがあるわけでございます。極端な例を言いますと、故意過失でございます。通常の職務行為あるいはそれを誠実に執行している過程で、結果的に無罪になったというケースについては、なかなか国賠は考えにくいと思いますが、例外的にやはり故意過失が認められるようなケースが理念的には想定されるかもしれません。そういった場合に動くというところにならうかと思ひます。

○日野委員 これは困つたことなんです。一つの企業が倒産をして、そこからどういう損害が生じたか、これは、我々も民事で依頼を受けても、なかなか難しい。しかも、特定の計算上できる損害の算定はいいですよ。それ以外に、のれん

午後零時八分休憩

代だとか信用だとか、いろいろなものが企業というものはここに一つになっているわけですね。その損害を算定しろといったら、これは本当に難しい。私は、この保全手続というのはそういう嫌らしさを秘めているというふうに思えますね。いかがなものかと実は思うのですよ。

○松尾政府委員 先生お尋ねの問題、現実にそういうことが起こりますと大変深刻な問題だということとは私も理解いたします。ただ、現在の刑事訴訟法におきましても、例えば、一番強い手法としては逮捕するということがございます。それによりましてこれも観念的には想定されるかも知れませんが、その方の経営されている会社が倒産するかも知れないというようなこともございします。あるいは、その関係の方がそれによりまして債権の支払いが受けられないという事態も、それは現在でもいろいろな手続の過程で観念的には想定されているわけございまして、この法案ができてからまた新しい問題が発生するというわけでは必ずしもないわけでございます。

そうした事態については、今までのいろいろな法律の分野で手当てがされてきている、あるいは、解決がされてきている、あるいは、解決を図るべく努力がされてきているということだろうと思えますので、ぜひ御理解いただきたいと思えます。○日野委員 それは従来の犯罪でいろいろなことがあった。それにまた一つ大きい枠をどんと上乗せすることになるのですよ、これは。私は、そういうことは避けてもらいたい、こう思いますね。

時間が参りました。まだまだいっぱい聞きたいことがあります。本日に断片を聞いただけですからね。あと何日もかかりますよ、これは。

そして、最後に一言、やはり、こういう重大な法案でありますから、十分な時間が必要だということをお申し上げて、終わります。

○杉浦委員長 午後一時三十分より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分開議

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。漆原良夫君。

○漆原委員 公明党・改革クラブの漆原でございます。私の方からは、三条一項二号についてまずお尋ねしたいと思います。

本号は、通信傍受の要件として犯罪の高度の嫌疑の存在を要件とした規定と説明されております。しかし、傍受の対象犯罪となっていない禁錮以上の刑が定められている罪全般に対して、対象犯罪の観点からすれば、広く通信傍受の道を開いた規定と見ることができま。

対象犯罪を明記する場合にはできるだけ客観的、一律であるべきであって、そこに主観的判断の介入する余地はなるべく少なくする方が立法方法としては正しかろうと思えます。しかし、本法案のように、一方で対象犯罪を別表の罪に限定しておきながら、他方で、本号を設けることによってその範囲を禁錮以上の刑全般に拡大し、しかも通信傍受を許すか否かの判断を、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由の存否という、裁判官の自由な心証形成にゆだねております。通信の傍受をされる国民の側から見た場合に、自分のどのような行為が通信傍受の対象とされるのか、まことに不明瞭でございます。

対象犯罪を決めるに当たって、いわゆる対象犯罪を列挙するというのではなくて、本号のような、ある意味では不明瞭な立法例を採用されたその理由をまずお尋ねしたいと思えます。

○松尾政府委員 本案第三項第一項第三号でございますが、これは二号とともに、傍受しようとする通信が、既に行われた犯罪行為とこれから行われる犯罪行為の双方に共通して証拠となる関係がある場合、換言しますと、それらの行為全体が、

先ほど申し上げましたが、社会的に見れば一個の犯罪現象と認められる関係にある場合に、既に行われた犯罪とこれから行われる犯罪から成る一連の犯罪行為全体を傍受の対象として令状審査を得よう、こういうものでございします。例えば、先ほど挙げましたが、無差別大量殺人のための毒物の製造行為が行われた、あるいは薬物等の密輸入の準備のために船舶の調達が行われた、これは輸入罪の予備罪ということですが、犯された場合などがこれに当たるわけでございます。

別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯される犯罪というのは、これは多種多様、多岐にわたることは委員御指摘のとおりでございます。ただ、これをすべて列挙することというのはなかなか法技術的にも困難でありますし、法案を見た場合、あるいは法の条項を見た場合に、非常に煩瑣、複雑になるという問題点もございします。傍受の対象犯罪としては限定的に列挙しておりますので、傍受の範囲が無限定に広がるおそれはないものというところで、個別の列挙を避けたという事情でございます。

○漆原委員 「実行に必要な準備のために」行われたという、このことなんですけれども、私、この文章も非常に不明瞭ではないのかな。実行行為よりも広い範囲であることは間違いないんですけど、例えば、殺人をするために車を窃取した、車の窃盗。車の窃盗と殺人罪というのは、犯罪そのものとしては一般的にはつながらない。しかし、殺人のための準備として車を窃盗したという場合も、因果関係、準備関係があれば、それはもう本条によって認められることになるわけですが、例えば、準備のための行為といっても、いろいろなケースが考えられます。

一つは、その車を利用して襲撃する現場を偵察行為をするために盗んだという場合、それから、車を実行行為の凶器に使う、ひき殺すつもりで盗んだ、あるいは車から狙撃するつもりで車を窃取した、あるいはその車で凶器、有毒ガスとか刀とか鉄砲とかを運搬するために車を窃取した、あ

るいは犯行後に逃走するために車を窃取した。今私、五つ申し上げたんですが、この五つの中で、当てはまらないものはどこでしょうか。全部当てはまりますか。

○松尾政府委員 具体的事例でもう少しいろいろな周辺の状況、証拠等が必要かと思いますが、例えば殺人の目的のために今言ったような行為が行われているということが、例えば捜査の過程で、その片割れがまたま何らかの犯罪で捕まりました、それによりまして、今挙げられた五つの類型それぞれ、一緒に行われることはないと思えますが、実はこういう目的で車を窃取して、あるいは中を改造して毒物を散布しやすくしたとか、いろいろな供述が得られたとします。そうでありまして、今挙げられましたような類型を想定しますと、五つの類型は、すべてここに言う準備のための行為ということには該当しようかと思えます。

○漆原委員 私、この五つは別々の、このための用途にだけ使うという前提で申し上げたんですが、一番軽いのは偵察のためだけに使う、襲撃現場を偵察、見回りに行くためだけに使うという使用方法で車を窃取した、一番最後は逃走するためのために車を窃取した、こういう場合でも、本条に言う、「実行に必要な準備のために犯された窃盗、こういうふうになるんでしょか。

○松尾政府委員 具体的なケースにおきまして、証拠上認定されるいろいろな事実によりまして最終的には判断されるべきことになるわけでございます。

ただいま問題になっております第三項一項三号では、「禁錮以上の刑が定められている罪」、その類型に入ることは必要ですが、「別表に掲げる罪の実行に必要な」と、今先生が対象としておりますのは、殺人という例で引かれております。これが別表に掲げられておりますので、この罪ということになります。その「準備のために犯され」と、該当するかどうかということがまず一つあります。「かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合」

で、なおかつ、その「犯罪が数人の共謀のものであると疑うに足りる状況」、これらそれぞれが十分に疎明されず、これはここに言う「禁錮以上の刑が定められている罪」のものが既に存在するということであるか、ということになるかと思ひます。

○松尾政府委員 最初に判断しなければならぬのは、実行に必要な準備のために犯されたかどうかというところをまず第一関門として判断しなければならぬわけですね。その第一関門を突破しなければ、第二、第三の関門は要らぬわけですから。そうすると、専ら盗んだ車で襲撃現場を偵察に行くための行為、ここまで殺人の準備のための行為に含めるのかどうか。それから、襲撃してから専ら逃げるだけのために車を窃取した行為、もう終わってしまった場合までも殺人の実行に必要な準備のために犯された窃取と言えらるのかどうか。いかがでしょうか。

○松尾政府委員 委員御指摘のとおり、非常に微妙な事案としては、逃走の運搬手段として車を窃取したということがあろうかと思ひます。ただ、犯行が終わった後で、逃げるためにばたいたと車を使うというのは、これは対象外であることは先生も御理解いただけると思ひます。

問題は、殺人の実行行為に着手する前に、数人で、当然、ここで要件にありますように、共謀しているという前提でございしますが、これが終わったら逃走手段が要るな、どうする、列車等で行くと足がつくというので、一番有効な方法は車だと、数人なので少なくとも二台は要るなということ、そういう周到な謀議の中に組み込まれた形での逃走手段の計画、そのための自動車の窃取というところでありまして、この逆の方向から言いますと、逃げる手段が確保されないとなかなか実行に及べないという状況が一方にまた考えられるわけでございます。そのような場合は、全体として、窃取行為自体が、三条一項三号の禁錮以上の刑が定められていることに掲げる罪で、準備のために犯されたというふうな該当する可能性は十分に

分にあると思ひます。

○松尾政府委員 なかなか局長の御答弁でもまだはっきりわからない。なる場合もあるかもしれない、本ならぬ場合もあるかもしれないということ、本に私、この条文の第一関門そのものが不明確じゃないのかなという気がしてなりません。

次に、これはもう時間がないからやめますが、「実行に必要な準備のために犯され」たこと、そして、「引き続き当該表に掲げる罪が犯される」と疑うに足りる十分な理由の疎明の方法なんです、どんなふうな疎明方法を予定されているのでしょうか。「十分な理由」というぐらいの疎明方法として。

○松尾政府委員 疎明の方法は具体的事案によって千差万別ということが言えるかと思うんですが、例えば、先ほども挙げましたが、大量の毒物による殺人計画ということが例にとりまして、有毒物質の製造ということがありますと、この場合は、禁錮以上の刑に当たる罪が準備のために犯されたということにとりあえず外形的には当たるわけでございます。

問題は、その疎明を裁判官にどうするんだということになるかと思うんですが、この無差別大量殺人の計画は現在進行中であるということが明らかになったような場合の例ですと、この場合は、例えば有毒物質の製造に關与した共犯の一人がたまたま逮捕される。これは、ほかの罪名であるかもしれない。あるいは、その製造自体が発覚した場合も考えられます。いろいろケースがありますが、逮捕されまして、その者が観念をしまして、有毒物質の製造を止めた、これは目的はこうでございます、少なくとも複数名がこれに關与し、殺人計画が練られております、現実にはこれはこのままだと実行に移されますというふうな供述があった場合でございます。この場合は、その者の供述調書等が疎明資料には有力な証拠として入ります。

そのほかに、現に製造されている有毒物質が入手されれば、もちろんそれも疎明資料に入りま

す。そのほかに、これ自体は、直ちにそれに着手するとはばれてしまう可能性もありますので、その場合には、その有毒物質を製造するのに必要な薬物の購入の周辺事情を洗いまして、必要なものは全部その工場にいかか家に届いたというふうな事実とか、具体的にそんなことが疎明されま

す、その製造とその後には引き続き予定されている、このことでは「別表に掲げる罪が犯される」と疑うに足りる状況が十分にある疎明ということになると思ひます。

細かい疎明資料もいっぱいつくことと思ひますが、想定される一つとしては、そんなケースをお考えいただければ十分かと思ひます。

○松尾政府委員 私も、これは多分、共犯の一人が何らかの理由でやめて自供した場合、もう一つはいわゆる情報、俗な言葉で言うところの垂れ込みというんでしようか、どこかで不法入国しうたとか、どこかで密輸の取引があるというか、そういう通報、そういうものが非常に大きな疎明資料になるんじゃないのかなというふうに思ひます。

例えば、麻薬の密輸の現場、どこかでやるよというふうな通報が入った場合、その通報だけで、電話の聞き取りとかそういうもので証にできるのか。警察にきていただいて調書をとるのか。そして、その通報内容の信憑性はどのぐらいあるのか、どんな方法で考えられているのか。お答えいただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 この電話傍受は、午前中の委員会からさまたざまな形で御議論がありますが、やはり憲法に規定しております通信の秘密にかかわることでございますので、要件自体はこの法案にさまたざまな形で絞りがかけられております。

その中の一つが、今ごらんいただいております三条一項三号にありますが「十分な理由」という表現がございします。これは、昨日の委員会でも申し上げましたが、逮捕状が請求されるに際して必要とされる相当な理由よりも少し疎明を十分に罪の心証を得るところまでの十分性は必要

ないけれども、いずれにしても、相当な理由以上のいろいろな資料が要りますということが、抽象的に申し上げるとそういうことです。

今委員お尋ねのケースでございますが、やはり電話の聞き取り書き一本ではとても十分だとは言えないと思ひます。さらに、例えば、通告してきた者を特定してその者から先ほど言ったような供述を得るとか、あるいは状況証拠によりましてその通告内容が非常に信憑性が高い、現に周辺事情で客観的なブツがある、あるいは周辺事情に關連する者からの供述がある、それから客観的に考えまして非常に蓋然性が高いとか、そういうようなかなりの疎明資料がないとここに言う「十分な理由」には当たらないわけでございます。その点は、我々としても、運用の際にも、この趣旨は十分に生かして慎重に運用されるということで、捜査機関全般の理解を深めたいと思ひている次第でございます。

○松尾政府委員 その辺はケース、ケースの積み重ねによって自然とできてくるんだろうなと思ひますが、供述調書だけではだめだ、これも当たり前だと思ひます。ぜひそれは、周辺事情をきちっと捜査して、それを補強していかなければならない、こう思っています。

ところで、我々公明党・改革クラブの法務部会として、きのう、実は本法について対象犯罪を四つぐらゐに限定すべきではないのかという大胆な結論をお出ししたんですが、薬物関連、銃器関連、集団密航、組織的な殺人という四種類。この薬物、銃器、集団密航の罪について、その実行に必要な準備のために犯された犯罪というのは、典型的な例、どのような犯罪を予想しておられますか。

○松尾政府委員 薬物事犯でございます、例えば大量の薬物の密輸入事案などがございします。これは従来からかなり広範囲にいろいろな行為が処罰対象とされておりますが、典型的に考えられますのは、薬物は諸外国から原材料あるいは現物そのものを輸入するというケースがほとんどござい

ます。その輸入のためのいろいろな資材、機材あるいは運搬手段、船である場合がありますが、その船を借りる、買い入れるというような行為は、ここにありますが準備のための典型的な行為に当たろうかと思ひます。

それから、蛇頭のケース等、今度は人の密輸のような態様でございますが、この場合は、先ほども例に挙げましたが、一番わかりやすいのはやはり人数分のパスポートを偽造するということがございします。上陸して間もなく誰何されたような場合にはそれを提示できるようにとか、いろいろな配慮があると思ひますが、あるいは稼働する際に提示するとか、そのことのためにどうしてもパスポートが必要でございますので、これを大量に偽造する、あるいはそのための資材、機材を購入する、こういうことは準備行為に当たろうかと思ひます。

けん銃の場合も、先ほどの薬物と同様とお考えただいて構わないと思ひます。

ただ、殺人の場合でございますが、これはかなり準備行為としては多種多様にわたります。先ほどの自動車を購入する行為も、いろいろな状況にかんよつてはその準備行為に当たるといふことは申し上げた次第でございます。

○漆原委員 我々の間では、四つに限定した上でさらに本号も削除すべきではないか、第三条一項の三号、この条文も削除すべきではないかという意見が多かったのです。

これに対して、法務省のある人の方から、本号を削除したのでは四種類の犯罪捜査の実効性を欠くという話がありました。せっかく四種類に限定しても、犯罪捜査の役に立たない法律をつくつたのでは意味がないという我々の内部の意見もありまして、本当に捜査の実効性を欠くことになるのか、なるとしたらどういふふうになるのか、その辺を教えてくださいたいと思ひます。

○松尾政府委員 立案に当たりました我々としても、この三条一項三号が、禁錮以上の刑が定められている罪ということで大変広いものでございま

すから、しかも別表に掲げる罪の準備行為ということで、これが対象を広げる、無制約に広げるといふことにつながらないかという不安があるという御指摘は、御指摘としては理解できる範囲でございします。

それで、かなりシビアなケースを申し上げますと、これが必要だということとをぜひ御理解いただきたいと思うのですが、一つには、先ほどから申し上げております大量犯罪、大量殺人のケースがございします。現実には、オウム事件でサリンによる大量殺人が日本であつたわけでございします。(漆原委員「うちの党のものに限って」と呼ぶ)はい、わかりました。

まず、蛇頭のケースから申し上げますと、先ほど言いましたような、蛇頭の場合は非常に国際的な色彩が強い犯罪でございます。情報、例えば密入国する人たちの集団が属する国から寄せられる場合もかなりあります。大体このぐらいの日時で、こういうグループが日本に行くことになっておる、それに対して日本の関係者は大体こういうところだといふ垂れ込みといひますか、そういう情報がある。あるいは、向こうの捜査当局から電話傍受等によりました情報が回されてくることももちろんあるわけでございします。

そういったしますと、それによつて、この集団が既に船を購入しているという外形的な事実があります。そういったことがあつたときに、これが傍受できませんと、その後の大量密入の実行に移された場合の的確な捜査が非常に難しくなります。

どういふ集団が、どういふ形で、どの港に、いつかといふことは、その電話傍受をして、それによつて逐一把握していくといふこと。もちろん、これは補充性が要求されますので、ほかにそれが特定できれば電話傍受は必要ない。いろいろな意味で、最終手段としてそれがないと密入国自体が防げないという事態もまた考えられるわけでございまして、密入事案ではまさにそういうケースがかなりあるわけでございします。

そこまでの情報が寄せられ、現に見合う

船が購入される。ウオッチしてありますと、暴力団の関係者がそれらしき動きをしている、あるいはトラックも調達して用意している、さらにいろいろな事実が疎明資料として集まってくる。では、この先、どの港でどうするか、どこでドッキングするかという話になりますと、これがないとわからない。あらゆる方法をやってみてもわからない。それ以上やると、探知していることが逆に察知されて、全く犯行形態を変えられてしまふといふようなことも当然あるわけでございします。その場合の一番有効な方法が電話傍受になるわけでございます。その場合に、電話傍受をしまして、その指令の中核はどこか、関与しているものはどの範囲か、具体的な実行はどこかといふことでございします。

なおかつ、これで電話傍受が有効なのは、これだけ大がかりな組織形態で行いますから、いろいろなところで捜査側の態勢もまた漏れることがあるわけですから。ある港に行つたら日ごろいない数の警察官がいたとなると、直ちにドッキングの場所、上陸の場所を変えます。その際の連絡は電話しかないのです。その電話を傍受することによりまして、変更されても的確にそこで待ち伏せできるようにとか、検挙態勢がしけるようにといふことがありますので、この事案一つごらんいただいても、やはりこの第三条一項三号がないとこんな場合にただ手をこまねいていざるを得ない。

国際的に見ますと、せっかく情報を寄せてくれた諸外国から見ますと、日本は何をやっているのかといふようなことで、以降相手にされなくなることも考えられますし、結果的には大量の密入国事案が発生して、イリーガルに入国している者が日本に長期滞在するといふことを招くことにもなるわけでございします。

そんなこともありますので、実際の捜査を担当している第一線の捜査機関あるいは検察庁からいいますと、この一項三号はまさに捜査の生命を制するほど重要な条文でございしますので、ぜひこれは御理解いただきたいと思つております。

○漆原委員 詳しい説明をしていただきまして、ありがとうございました。

ただ、そもそも本号は、犯人がたまたま準備のための犯罪を実行してしまつたといふ、ある意味ではこれは相手方のエラーなわけですね。エラーを的確につかまえて、うまく利用して捜査の方法として使う。犯人は必ずエラーをするとは限らぬわけですから、エラーしなかった場合には、別表の罪が犯されない限り通信傍受はできない、こういうわけですね。したがつて、今一生懸命おつしやつたけれども、この条文がなければ、本号がなければ実効性は半減するといふ言い方は、理屈としては僕は成り立たないんじゃないかな。これはエラーしなければ使えないわけですから。

たまたま集団密航の情報が入つた。どうしても上陸地点がわからない。あるいは、麻薬、銃器の密輸入の情報が入つたけれども、受け渡しの現場がわからない。確かに、電話の傍受さえできれば上陸地点や受け渡しの場所がわかるという場合がいっぱいあると思ひます。しかし、犯人がエラーしてくれば本号は使えるけれども、犯人が慎重でエラーもしなかった、この場合には全く本号は使えない。こういう場合にはどういふふうな捜査になるのでしょうか。

○松尾政府委員 二点申し上げたいと思ひますが、第一点は、この想定されておりますような組織犯罪といひますのは、かなりの準備行為がなされる場合が多いわけでございします。

捜査の着眼点としては、やはり準備から始まりまして、実行の着手があり、犯罪が既遂に達するまでの一連の経過を、どこかで証拠をつかまえて解明の突破口にするといふことでございしますので、まず第一に御理解いただきたいのは、エラーといふとたまたまといふ感じがどうしても出てしまふわけでございしますが、典型的に実行の準備のためにいろいろな行為が先行するといふのが一つの組織犯罪の特徴にもなるわけでございまして、そういう意味では、この規定というのは、たまたまの場合を想定しているわけではなくて、類型に

着目した一つの捜査上のポイントとして重要性があるということと規定しているということとをまず御理解いただきたいと思ひます。

それからもう一点は、この三号が働かない場合には、当然その前の別表に掲げてあります犯罪の実行の着手、あるいはその実行の過程といふか、そういったものを捜査によりまして何らかの形で解明をして、傍受というものがぎりぎりのところとして必要だという状況になっていて、なおかつ疎明資料が十分に整った場合に請求できるということで、大変厳しい条件が課されております。

ですから、この電話傍受というのは、あらゆるところに安易にどんどん使われるということではなくて、あくまで明白性あるいは補充性それから重大性というものがすべて満足された場合で、かつ十分な疎明資料があるというところでぎりぎり働いてくる捜査手法だということで御理解いただきたいと思ひます。

○漆原委員 時間がなくなりまして、私の意見を最後に申し上げますが、組織の大物を捕まえない、組織を壊滅したい、これは捜査官の執念であらうかと思ひます。しかし、情報はあるんだけれども、具体的なことがわからない。上陸地点もわからない、受け渡し場所もわからない。何とか組織の小物を捕まえて、それを捜し出して、それに吐かせて傍受をしよう、傍受のために犯罪を捜し出すというふうな方向になりやしないかという心配があります。

また、どうしてもそういうエラーというのか、そういうものが見つかからない場合には、何とかやはり小物を捕まえて、言い方は大変悪くて恐縮ですが、禁錮以上の刑に外形上何とか仕立てて通信傍受をしよう、そんなふうな捜査が展開していく危険性がないのかなというのを、私の気持ちを申し上げて、そういうことのないようにということとを、また懸念しているということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 先日引き続きまして、通信傍受法案につきまして、まず何点かお伺いをしたいと思ひます。

今、漆原委員からも、三条一項三号の話について御質問がありました。私の方からは、ぜひ第十四条の「他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受」、「このところにつきまして何点かお伺いをしたい」というふうに思ひます。

この部分が、先ほどございました準備行為のための傍受と同様に、この二つがあるがゆえに、対象犯罪が限定されたとしても傍受が際限なく広がってしまうのではないかとというような懸念がいふところから言われているところでございます。もちろん、この十四条について法務省の方は、これは令状をとった対象犯罪についての傍受を行っているときに、しかもそれは最小限に限るという原則に基づいて行っているというときに、たまたま飛び込んでくる、他の犯罪がまさに実行されようとしているというものであつて、そう多いことでもないし、広がることでもないというふうな御説明をいただいておりますけれども、その辺の根拠についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

この第十四条で傍受できる通信というのは、一つは、犯罪の刑罰、「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮」以上の罪に当たる犯罪だという要件があります。もう一つは、その犯罪を「実行した」と、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信、という二つの条件がかけられているわけでありまして。

私は一つお伺いをしたいのは、果たして、この傍受を行っている現場において、捜査員が聞いた会話、これは多分非常に短い時間聞いた会話で、それはもちろん犯罪に関するということとはわかつたとしても、上のこの二つの要件、特に犯罪の刑罰のところまで瞬時に、もちろんそれは第十三条で必要最小限の範囲の限りにおいてしか傍受できないわけでありまして、その限られた条件の中で、この二つの要件に該当するのだということとを果たして判断できるものなのでしょうか。その辺のお考えを伺いたいというふうに思ひます。

○松尾政府委員 電話を傍受いたしております、ある犯罪行為についての全然対象外のやりとりが始まったということを想定いたしますと、確かに、警察官が傍受している場合を想定しますと、これは何罪かなと考えます。その場合に、おおよその法定刑というものは、個々細かくはわからないかもしれませんが、大体のところは、特に刑事課の担当捜査官というの毎日毎日犯罪捜査なりなんなりに当たっておりますので、長期三年以上の懲役に当たりそうな犯罪だということについては、瞬時といえますが、大体頭の中に入っているものと我々は状況的には想定しております。

それから、もう一つの要件であります「実行した」というのは、これはもう犯罪の一連の実行行為のどの段階にあるのかというの、聞けばこれは事実行為の経過の中の話でございますので、これもまあおおよそのところはすぐ推測がつくというところだろうと思ひます。

○上田(勇)委員 大体判断できるということでありましたけれども、もちろん、これは令状に記載されている犯罪についての会話が行われた。その途中で非常に重大な、中でも特に重大な犯罪を実行しているというような会話ができたときというのは、確かにそれですぐ判断できることなのだと思います。

ただ、やはり判断に迷うようなときがあるのではないかと思ひます。そうしたときに、やはりどうしても判断に迷えば、必要最小限といつても、それよりも多くの会話を、これは捜査に携わっている警察官、悪意がある場合もありますし、熱意の余りということもあると思ひます。多くのものを傍受してしまうという結果にはならないのか、そういう懸念が持たれるのです。

そこで、そういうことを想定して、本来傍受し

てはならない会話に当たるものを第十四条に該当するといふふうに思つて傍受した場合、その後、その記録の扱い、あるいは第十四条に該当すると思つていたけれども、実はちょっと善意に考えれば熱心さの余り余計なところまで聞いてしまった、記録してしまつたといった場合には、その後傍受記録の取り扱いや通信担当者への通知、あるいは傍受の原記録における取り扱いなど、そういったものはどういふように規定されているのでしょうか。

○松尾政府委員 まず、傍受すべき通信かどうかの判断。確かに、仮に私がその傍受の担当者としてその電話を傍受している場合を想定しましても、瞬時にぱつと判断ができる場合もあるかと思ひますが、場合によるとこれはどうかと迷うところも確かにあると思ひます。その場合に考えるべきことは、電話傍受、これは非常に重要な通信の秘密を侵害するというところに客観的にはなるわけでございますので、やはり謙抑的にしたいと思います。あるいは、法の趣旨はそういうことだということなことで、迷つた場合にはむしろ切るのだからと思ひます。そういうような姿勢というものをこの法律は要求しているといふふうに理解していただきたいと思ひます。

ただ、そうはいいまして、本来、それであれば十秒なり十五秒のサンプリングで切るべきところを、迷ひ迷ひつ一つ一分、二分と聞いてしまつたということが確かに抽象的には想定されるわけでございますが、その場合にはもう一つの防御措置といひますか担保措置、これは傍受した会話すべて原記録に録音されまして、これはカセットが取り出された段階ですぐに封印されます。それで裁判官の手に保管される。

これは事後的なチェックを受けるわけでございますので、当事者が仮に聞いて、この点は問題だといふことで不服申し立てをする、そんなことがありますが、そのところは厳密に審査されることになりまして、これはいかに聞き過ぎじゃ

ないか、おかしいということになれば、これはやはり不当な電話傍受ということになりまして、捜査方法としてやはり指弾されるということとはやむを得ない。場合によりまして、懲戒処分の対象等、処分も検討されることもあり得るということであらうかと思ひます。

したがひまして、事後のチェックをするためのシステム、またその物理的な保証がこの法案の中に盛り込まれているという点も、また重要だろうと思ひます。

○上田(勇)委員 今おっしゃったように、疑わしいときは切るのだ、多分立法の精神はそういうことだと思ふですね。であるからこそ、ここには「明らかに認められる」と、だれが見てもそういうふうな認められなければならないという趣旨でここまで限定したんだというふうに思ひますし、なおかつ、それが「実行したこと、実行していること又は実行すること」というふうなさらに限定をしているということ、非常に限定を加えているというのはよくわかるのです。

でも、これはやはりどうなんでしょうか。その捜査官、ずっとこの対象としている犯罪組織を捜査している。当然これは、薬物事件で捜査しているのかもしれない、いろいろな事件で捜査しているのかもしれない、やはりそういう犯罪組織であれば、一種の犯罪だけを犯しているわけではなくて、いろいろな犯罪を犯しているわけでありまして、捜査官の気持ちとしては、熱意の余りこういうこともというところで聞いてしまうと、こういうような懸念があるんじゃないかというふうには思ひます。

そういう意味で、これは、法の精神としてやはり必要最小限にするというふうなことが必要であるので、そのための何らかの方法による裁判所のチェックとか、あるいは傍受できる犯罪をもっと本当に重大なものだけに限定するとか、そういうことも含めて見直す必要があるのではないか。この点はちょっと意見として申し上げておきたいというふうに思ひます。

それで、順番に行きますが、次に、第十五条がございいます。「医師等の業務に関する通信の傍受の禁止」ということであります。

ここで、医師、弁護士など八種類の「職にある者との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。」というふうな定められております。

まず、こうした規定を設けた理由、それから、この八種類の職を選んだ理由をお尋ねいたします。

(委員長退席、橋委員長代理着席)

○松尾政府委員 現在の法律で、刑事訴訟法第百五条というのが、押収拒絶権の規定がございいます。その趣旨は、依頼者との個人的な信頼関係に基づいて個人の秘密を委託されるという社会生活上不可欠な職業というものが、そこに列記してある職業の一つの共通項ということになります。その社会的な信頼の保護を図る必要があるということ、現在の刑事訴訟法百五条があるわけがございいます。が、本案の第十五条についても同じ趣旨でこの規定を設けたものでございいます。

○上田(勇)委員 これらの種類の職業のほかに、報道の自由や取材の自由という観点から、新聞記者などジャーナリストも除外するべきであるというふうな意見もございいます。諸外国も、ドイツではジャーナリストが除外されているということ、すし、また、その他の例を見ても、中には、報道機関等について一定の特別の配慮が設けられているようなケースもあると承知しております。こうした意見については、どのようにお考えでしょうか。

○松尾政府委員 前問でお答えいたしました、この規定は、依頼者との個人的な信頼関係に基づいて個人の秘密を委託されるという社会生活上不可欠な職業を選び出したものでございまして、この報道関係者については、なお慎重な検討を要するだろうというふうに思ひます。

○上田(勇)委員 ただ、どうしても報道関係者の場合には、事件の取材をしているときに、犯人とかその周辺の人々と接触するというようなことも職務上避けられないことではないかというふうな思ひます。

それが、そこで交わされる会話が傍受されているということになりますと、やはり取材源の秘密の問題であるとか、取材の自由について考えなければいけない、特別な配慮が必要なものもこれから考えていかなければいけないのではないかと、うふうに思われます。ちょっと、この点は引き続き検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

次に、順番に行かせていただきますが、一番最後の二十九条におきまして「国会への報告等」という項目が定められております。

報告内容はこの条文で項目が示されておりますけれども、国会へなぜ報告するかといへば、傍受捜査の実効性というものがどれだけ上がっているのか、あるいは捜査に伴う問題点があるとするればどういう問題点があるのか、そういったことを公にして、今後、通信傍受による捜査のあり方は是非も含めましていろいろ改善点、どういった点を改善しなければいけないのか等を判断するために報告をするものだというふうに思ひます。したがって、そういった点の判断ができるような内容でなければならぬ。また、それだけ詳しいものでなければならぬというふうに思ひます。

法務省からいただいた資料の中には、アメリカの裁判所がつくってありますワイヤータップ・レポートの例が載せられておるのですが、これはかなり詳細な内容に及んでおります。私は、少なくともこの程度の内容はこの国会に、もちろん分量で判断するわけではございませんけれども、報告をしていただかなければならぬというふうに思ひます。

そこで、ちょっとまとめてお聞きしたいのですが、アメリカのワイヤータップ・レポートでも、報告の仕方はいわゆる統計処理されたものであります。一件一件の報告というよりも、合わせてこういったものが何件というふうな形の報告になっております。基本的には多分そういうような報告書の書式になってくるんだと思うのですけれども、その辺を含めまして、この国会に提出される報告書はどういうふうなものを想定されているのか、あわせてで恐縮ですが、御説明をいただきたいというふうに思ひます。

○松尾政府委員 この法案の第二十九条の国会へのレポートでございしますが、これは、制度のあり方あるいは現実の運用状況についての検討資料とするために運用状況全般について国会に報告する、これを公表することを政府に義務づけたものでございいます。

その報告及び公表でございしますが、この二十九条に少なくとも書いてある項目につきましては、これを集計いたしまして、その報告の中に盛り込むということは当然要請しております。

そのほか、委員がお尋ねのアメリカのワイヤータップ・レポートというものは、これは詳細な報告がなされているわけではございますが、これは大変参考になる事項等も含んでおります。こうしたアメリカでの報告とそれぞれの項目の置かれた趣旨等も踏まえまして、日本における電話傍受の報告についても参考に生かしていきたいと思ひます。次第でございいます。

○上田(勇)委員 ぜひ、この国会への報告、これは、今回いろいろ懸念がある中で、新しい手法としてこの通信傍受が導入されるわけでありまして、どういふふうに使われるのか、いろいろな懸念がある中で実施されるからには、それを補うだけの効果が上がらなければいけないというふうな思ひますし、その辺がよく明らかになって、今後、通信傍受という方法が捜査の手法として適切なのかどうかといったことが判断できる内容になっていなければ、意味がないのじゃないかというふうに思ひます。その点、今かなり詳しくというところで御答弁をいただきましたので、それはひ

とつよろしくお願いしたいというふうに思っています。

次に、今回、法案があと二本ありますけれども、もう一つの方のマネーロンダリングの箇所につきまして、一カ所だけお聞きをしたいというふうに思っています。

この中の第五章で、金融機関による疑わしき取引の届け出という項目がございます。これは九六年の資金洗浄に関する金融活動作業部会の勧告の中に二カ所出ておることで、それを履行するために今回、今まで麻薬特例法の方に認められていた部分を拡大することだと理解しております。

もちろん、これは国際的な作業部会の勧告に基づいて行われていることでありますので、当然これに参加している諸外国においても同様な措置がとられているのか、これからとられるのか、いずれかだというふうに思いますが、この金融機関による疑わしき取引の届け出というのが、じゃ、何が疑わしい取引なのか。過度にそういうような嫌疑をかけて、何でもかんでも届け出るようになってしまえば正常な経済活動や商取引にも影響を与えるのではないかと、あと、個人の財産でありますのでプライバシーを侵害しかねないというふうなことで、これは、外国においてもそういう懸念はあるというふうには承知しておりますし、今回これが拡大されることによって、疑わしい取引ということで、世間においても大変いろいろと懸念を生じているわけでございます。

そこで一つお伺いしたいのは、まず、こうした届け出の制度というのは、主要な外国においてはどのような制度をとられているのか、どういふような基準で疑わしい取引と判断しているのか、その辺、まとめて申しわけありませんが、御説明をいただければというふうに思っています。

○松尾政府委員 委員御指摘のとおり、このFATFは、一九九六年、平成八年ですが、勧告におきまして、金融機関から権限のある当局への疑わ

しい取引の報告を義務的なものとするということを通じて、FATFの活動というものは、国連やサミット等の会議においてこれを支持するとも、またその表現の中にうたわれているわけでございます。主要国、特にG8を中心として、疑わしい取引の届け出制度は既に法整備がなされているところでございます。日本は、薬物を除きますとこの整備がございせんので、こういう規制については、世界にかけた網の中で唯一破れた網の目であるというふうに指摘されているところでございます。

例えば、アメリカ合衆国におきまして、国内の金融機関が合衆国の貨幣または通貨の支払い等のために一万ドルを超える取引に関係したとき、これは一万ドルですから、現在の日本円に直すと百二十万ドル前後ということになるかと思いますが、一度に一万ドルを超える支払い手段を、外国へ移送したりまたは外国から受領するとき、当該取引の報告を財務長官にしなければならぬというところになっております。また、財務長官は、金融機関またはその取締役等に、法律に違反している可能性のある行為に関する疑わしい取引の報告を求めることができるという制度になっております。

ドイツでは、あそこはカジノがございしますが、金融機関等またはカジノは、資金洗浄に役立ち、またその実施の場において役立つであろうということが推論されるような事実が認められる場合、これらを権限のある刑事訴訟官庁に遅滞なく届けること、こうされております。

フランスでも、金融機関は、薬物取引または組織犯罪により生じた資金と思われる場合には届け出をしないといけないことが規定されております。一九九五年、平成七年ですが、欧米諸国が中心となりまして始まりましてエグモント・グループというのがございまして、これは、FIU、フィナンシャル・インテリジェンス・ユニットと呼ばれる、疑わしい取引に関する情報を受け、分析それ

から捜査機関に回付する単一の中央政府機関を設け、置しまして、国際的な情報交換を推進する方策が検討されております。アメリカ合衆国、フランス等の主要国におきまして、既にこのFIUは設置されているところでございます。昨年のバーミンガム・サミットにおきまして、まだFIUを設けていない国に対してはその設置が強く求められている。国際的にはこんな状況でございます。

○上田(義)委員 今のお話では、それぞれG8の国々でそういう制度が設けられているのだけれども、基準というのは、やはりそれぞれの国の事情もあるでしょう、かなり違うようであります。今のお話では、ある一定の金額、取引の金額に着目しているというふうな国もあります。また、組織犯罪というのか、いわゆる取引の当事者の性格に着目して基準を設けているというふうな国もあったように伺いました。また、もっと主観的な表現のところもございました。

そういう意味で、非常にこれは難しいことなのかもしれないんですが、我が国において、今回、疑わしい取引というものの届け出を拡大するわけでありまして、今、諸外国でもいろいろの例があったのですが、我が国においては、どういふような判断基準、これはかなり明確でわかりやすいものでなければいけないというふうに思うのですけれども、どういふような物差しを使っているかを判断する方向で考えなのか、その辺をお伺いしたいというふうに思っています。

○松尾政府委員 疑わしい取引に該当するかどうか、これは各事案ごとに判断するというところになるわけでございまして、なかなか単一の基準というものが設けにくいというところでございます。さっき、午前中も金融監督庁の担当者の方から、この疑わしい取引についての基準あるものはその指導の実態等について御説明がございました。これにつきましては、疑わしい取引について例えば参考事例等を作成いたしまして、これを集積していく、それを金融機関に提示するというところ、あるいは、現在、薬物事犯では疑わしい取引の届

け出制度があるわけでございまして、金融監督庁のガイドラインというものが程度金融機関等へ示されて、その指導に使用されているということもございまして。

それから、届け出の方法とか内容につきまして、政省令等におきまして具体的に規定することや予定しております。その際には、金融機関等の業務の実情がありますので、金融機関等の意見も参考にその内容を確定していきたいというふうに考えております。

それから、疑わしい取引の判断基準ということですが、金融機関が届け出義務を適切に履行できますように、今申し上げた届け出の方法であるとか内容とか、及び疑わしい取引の判断基準という、おおよそのガイドラインといえますか、こんなものも提示できればというふうに考えておる次第でございます。

○上田(義)委員 時間なのでこれで終わりますが、今の答弁の中で一点確認したいのですが、アメリカでは一定額以上のものは全部届け出るということでありましたが、そういうふうな一定の額を決めてそれを基準にするというふうなお考えはないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○松尾政府委員 その点も法制審議会等を含めましていろいろ議論があったところでございますが、一律に金額を決めるということのプラスマイナスがございまして、現在のところは金額を決めるという考えはございません。

○上田(義)委員 これで終わります。

○橋本委員長代理 達増拓也君。

○達増委員 自由党の達増拓也でございます。まず最初に、オウム真理教と破防法適用の問題について質問をさせていただきます。先日も自由党安倍委員からこのテーマについて質問がありましたが、我が党といたしまして、今、全国的に問題になっているオウム真理教と住民との間のトラブルは、我が国で国民的関心が最も高い社会問題の一つではないかということ、そもそも何でこうなってしまったのか、どう

すべきかということについて、今党内でも検討しておりまして、来週中にも党としての考え方、政策等を発表する、そういう姿勢で取り組んでいるところであります。

今展開しているこのトラブル、非常に問題だと思ひますのは、住民の側が何らか悪いことをしようとしているわけではなく、むしろ、そういった予想される悪から自分たちを守るためにどうも違法な振る舞いに及ばなければならなくなつてきている。住民ばかりではなく、住民を代表、住民に奉仕する地方公共団体でもどうも違法な措置をせざるを得ないような状況になつてきている。

法の支配と民主主義が相対立するような状況になつてきておりまして、そもそも法の支配と民主主義というのとは一体となつて機能するものでありますから、日本のデモクラシーというものが今危機に陥つていて、そういう国の根幹にかかわる問題だということ、ゆゆしい事態だと思つてゐるわけでありまして。

我が党として、今議論しておりますのは、やはり破防法を適用してオウム真理教を解散しないですむことが諸悪の根源、今日のトラブルの原因であるというふうに考えております。

平成九年一月三十一日でありましたが、公安審査委員会が破防法を適用しないという決定をしてゐるわけでありまして、その理由の中で、一方では、「本団体が、オウム真理教ですけれども、教義の危険な部分を破棄したとは認めがたく、」現時点でも、「開祖麻原への帰依を中心として、団体の存続を目指して組織の維持に腐心していることが認められ、危険性が消失した」ということは到底できない。「危険性が消失した」ということは到底できない。わけでありまして、地域住民が不安になるのは当たり前であります。危険だというお墨つきがあるわけでありまして。

一方で、同決定理由によりまして、「しかし、本団体は信徒数の減少や破産宣告によつて規模・

機能を大幅に縮小し、現在の組織としての人的、物的、資金的な能力は、松本サリン事件や地下鉄サリン事件等を敢行した当時と比較すると格段に低下しており、本団体が破壊活動を行うに足る能力を有しているとは認め、これは極めて困難である。」能力的に破壊活動ができつたないの、破防法適用の要件であります。将来そういう暴力主義的破壊活動に及ぶ明らかなおそれがあるとは言えない、そういう将来の危険性の明らかなおそれはないと判断されたわけでありまして。

しかしながら、この能力の部分については、おとしの一月、平成九年一月三十一日の判断でございます。その後、オウム真理教は、もう報道されたりしておりますとおり、人的、物的、資金的な能力をどんどん高めております。パソコンショップ等によつて資金もどんどんたまつてきておりますし、この間ゴールデンウィークも各地でセミナーを開いて人的にも充実してきています。そういう状況でありますから、住民が不安に思つてゐるは当然なわけでありまして。

今の能力の点について、平成九年一月三十一日に比べると状況が大きく変わつてきております。したがつて、今また公安審査委員会に破防法適用申請をした場合に、この能力だけの問題ではないのでしようけれども、非常に厳格な規定ではあります。将来の危険性、明らかなおそれがあるというその要件が満たされれば、まあ、政府として答えられるのは再請求することになるかどうかというところだと思ひますけれども、まずこの点を確認させていただきたいと思ひます。

○本府政府委員 お答え申し上げます。
オウム真理教の現状は、委員御指摘のとおりでございます。今なお危険な体質を維持したまま豊富な資金を背景にいたしまして新たな拠点を獲得するなど活動を活性化させておるわけでございます。

しかしながら、信徒の獲得活動その他いろいろな活動を見ましても、それらの活動は基本的には合法的な性格にとどまつておるというふうに認め

られるわけでございます。御指摘のような、明らかなおそれが認められる十分な理由という現在の破防法の厳しい要件を考慮いたしますと、現時点においてはその厳しい要件を充足するに足る危険性があらわれておることは困難ではなからうかと考えておるわけでございます。

しかしながら、委員の御質問のように、現在の破防法の要件を充足するような状況があるということでありまして、破壊活動防止法に基づく規制処分を再度請求するということも当然考慮すべきであると思ひますので、私どもその点を念頭に置きまして厳重な調査、監視活動を行つておるところでございます。

○連増委員 要件が満たされれば当然再請求はあり得るということでございますが、その要件について、やはりこれでは厳し過ぎるのではないかと、破防法の趣旨が全うされないのではないかと指摘がありまして、要件を緩和する改正をした方がいいのではないかと意見がございまして。

確かに、将来の危険性、破壊活動の明らかなおそれがあるということについて、顕著な蓋然性をもって客観的、合理的に認められることを必要なものとするとか解されるということが、引用しております公安審査委員会の決定理由要旨にあるわけでありまして、これは本当によほどの状態ではない限り、ガイドラインの自衛権とかの議論ではないですけれども、明白で差し迫つた危険とかそういうところまでいかなければ破防法というものが適用されないのあれば、住民にとつてもまた国にとつても甚大な被害をみすみす引き起こしてしまうのではないかと懸念が持たれるわけでありまして。

それで、これも確認したいことなのですけれども、仮に、要件を緩和する法の修正が行われたとしても、組織の存在は現行法のときから存在しているわけでありまして、要件緩和の法修正がなされた後に新しい緩和された破防法の要件を満たせば、それはその時点で破防法適用の申請という

ことで、これはいわゆる刑事罰の遡及適用とかそういう話とは別で、それは法改正の後、要件を満たすことがあれば適用ということになるということとでよろしいのでしょうか。

○本府政府委員 法改正の後にオウム真理教に対してどのような規制処分の請求をなし得るか、その際に、遡及の問題が起きるかどうか、こういう問題であると思ひますけれども、現在、公安調査庁といたしましては、オウム真理教に対する規制処分を当然視野に入れまして法の改正の検討作業を急いでおるところでございます。

しかしながら、どのような規制処分の請求をなし得るか、また何を根拠にして規制処分を請求するかということも、まず第一に法改正の内容いかんによることであると思ひます。また、その時点におけるオウム真理教の活動の状況、特に将来に対する危険性がどの程度認められるのかというところにもよるわけでございますので、法改正などがこれからという段階におきましては、そういった問題が起きるかどうかの点もちよつとお答えいたしかねるというところでございます。

○連増委員 現行法を前提に質問いたしますけれども、この将来の危険性ということが破防法適用の最後の関門というふうになるのだと思つてゐます。昔の暴力主義的破壊活動であれば、武器を集めたり人を集めたり、それには手間暇もかかるし、目立つし、事前に察知することはかなり可能だつたと思つてゐるわけでも、今やいろいろな技術、交通、通信その他発達しまして、例えばサリンのケースでも、農薬だと全然違うものの材料という名目で、運んだところにあるものをさつと一カ所に集めてそこでサリンにしてしまひ、さつと地下鉄の中に持ち込むというふうなことが今可能になつてゐるわけでありまして。

そういう中で、この破防法の趣旨を貫いて暴力主義的破壊活動から国民、市民、住民を守らうとすれば、早目早目にこの将来の危険性というものを認定し得るような解釈をしていかなければならないと思つてゐるわけでも、この点、いかがで

しょうか。

○木藤政府委員 御指摘のように、破防法の適用要件を考慮する場合、将来の危険性につきましては、できるだけ早目早目に判断していく必要性があるものと考えております。従来と違ったような態様の、サリン等のものが使われるとか、あるいはそうでないものも使われるかもしれない、いろいろな状況を考慮しながらその危険性というものを早目に判断していくべきものと考えております。

○遠増委員 このオウム真理教をめぐるトラブルというのは、組織犯罪というものの本質を考えるにも非常にいいケースだと思っております。

そもそも破防法の対象になるような暴力主義的破壊活動というのは、組織的犯罪として行われるような性質のものだと思っております。今問題になっている住民とのトラブル、個人の住居、どこに住もうがどこに引越そうがそれは自由であって、むしろそれをとめる方が違法なものでしょうけれども、事が組織として、集団として引越すとか同じところに集まってくるとか、そこが今トラブルの原因でありまして、一般の個人というものは、やはり組織が相手になると、個人ではかなわないと思うわけですね。

組織が犯罪をいざ個人に対して行えば、それは不幸な坂本一家事件もそうなのですから、そういう組織的犯罪の前には個人というものがいかに無力か。そういう個人が真剣に身を守ろうとすれば、まさに今オウム真理教との関係で住民がやっているように、集団をつくって組織として対抗していく、そういう組織対組織の戦いということになってしまおうと思っております。

本来は、国家がきちんとそういう組織と個人の間にあって、個人を守るということをしなければならぬのに、国家がそういう責任を放棄していれば、身を守るためには何でもせざるを得ない状況になってくると思うのです。今まさに違法なすれ、あるいはもう違法になっているかもしれない、そういうことを住民に強いている状況です。

これで、オウムのグループが村の中なり町の中なりに入ってきて建物の中にこもり、わからないいろいろなドラム缶とか袋とかが入り出すようになれば、本気で住民が身を守ろうとすれば、これは通信傍受もやらないといけないことになるのだと思います。一体どこに何を発注して買っているのかということ、国家がやってくれないのであれば自分たちでやらないと安心できない。実際、個人でもそういうものを秋葉原に行けばかなり必要なものは買えます。

ですから、そうした組織犯罪に対して、国が必要措置をいつまでもとらないでいるということは、個人が身を守るために逆に組織犯罪をしなくてはならないような、国全体が無法地帯になってしまう。そういう意味で、本当に真剣に法の支配と民主主義のあり方を考えた場合に、やはり組織犯罪対策の法整備というものは急がれるんじゃないかと思うわけでありまして。

今審議されている法案の関連の質問に入りますけれども、通信傍受の関係であります。組織的な犯罪に対処するために、まず、組織的犯罪の重罰化や、またマネーロンダリング行為等の処罰といった、そういう実体法の整備と並んで、手続法の整備として、通信傍受等捜査のあり方について、新しい規定をつくっていくということがこの法案の中にあるわけでありまして、これも、組織犯罪対策をめぐって国際的な捜査協力の枠組み、これが今どうなっているか、伺いたいと思っております。

○松尾政府委員 その点につきましては、比較的に長い経緯がございます。組織的な犯罪対策に有効な国際的捜査協力というところで、まず注目されるのは、十年前の一九八九年、平成元年になりますが、アルシュ・サミット経済宣言におきまして、このときは、薬物犯罪の収益没収等の協力を含めた国際的な取り組みが合意されました。顕著な動きとしては、ここに端を発するということが言えるかと思っております。

そのときに、その推進を図るために、金融活動作業部会、これは、先日いろいろな名前が出ておりますが、FATFというものでございます。これが設置されて、二十六の国と地域、これは香港等が入っておりますので地域が入るわけでございますが、及び二つの機関が参加しまして、資金洗浄に関する包括的な検討がなされました。その成果は、一九九六年、平成八年でございますが、資金洗浄罪の前提犯罪を、薬物犯罪に加え、その他の重大犯罪に拡大すべきである、これを各国に義務づけるということなどを盛り込みました四十の勧告、これがその後のこういう国際協力の一つのキーワードになるわけですが、四十の勧告が出されました。これがその後のサミットあるいは国連の会議等において支持されるに至っているわけでございます。

他方、一九九四年、平成六年のナポリ・サミットの経済宣言におきましても、資金洗浄を含む国際組織犯罪の増加、合法的な経済活動を支配するための犯罪収益の使用に対抗する国際協力の強化が合意されております。

また、同じ年、ナポリで開催されました、これは国連主催の国際組織犯罪に関する世界閣僚会議でございますが、ここで、国際組織犯罪を防止し、これと戦うことを宣言し、通信傍受等の電子監視、証人保護等の措置の検討を含む立法その他の措置のガイドライン、それから、国際協力、資金洗浄及び犯罪収益の防止及び規制等について世界行動計画というものが提唱されております。これは、その年の国連総会で承認されております。

さらに、一九九五年、平成七年のハリファックス・サミットの議長声明におきまして、同様に国際協力の強化が盛り込まれました。このハリファックス・サミットでは、国際組織犯罪対策を検討するための上級専門家グループというものが設置されまして、組織的犯罪対策についての検討を重ねた結果、国際組織犯罪に対抗するために、各国の法制の改善、国際協力、通信傍受等の手法の効果の強調等を盛り込んだ立法措置の考慮等に関する四十項目の勧告が出され、また現在、国際

連合におきまして、組織的犯罪に対処するための国際犯罪条約の起草作業が進められております。その中におきましても、国際的な捜査協力が重要な条項として検討されております。

国際犯罪条約は、翌年度、二〇〇〇年にその成立を企図されておまして、その中では、実体法、手続法の整備等、多岐にわたる項目が参加各国に義務づけられる、その中には、現在法案の審査をいただいております電話傍受等も、当然整備すべき法制度として、勧告の中に盛り込まれるということでございます。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○遠増委員 通信傍受の制度について、国連総会やサミットの場合でも、その体制を充実させていかなきゃならないということが国際的に認められ、かつ求められているということがわかりました。まさに、普通の国であれば当然そういう体制を持っていて、国際協力も展開していくということなんでしょうけれども、改めて、諸外国における通信傍受制度の整備の状況、現状について伺いたいと思っております。

○松尾政府委員 これは本委員会でもさまざまな形で言及されているところでございますが、組織犯罪というものは、その組織性という、非常に継続性のある、あるいは連続性のある一つの形態ゆえに、大規模な犯罪が困難な犯罪、立証活動あるいは証拠収集が非常に困難な犯罪ということ、これは世界各国共通して認識されているところでございます。

他方で、電話等の電気通信でございますが、これを利用すれば、お互いに行き来することなく、また第三者に知られず、簡易迅速に連絡をとることができるといふことから、殺人だとか麻薬あるいは銃器あるいは蛇頭等の密入国事犯に係る重大な犯罪の実行に際しまして、組織的、密行的に犯罪を実行するための手段としてしばしば利用、悪用といたしますか、されてきているところでございます。

このようことから、これらの組織犯罪の全容

を解明しまして、犯行に真に責任を有する者を検挙するためには、犯罪捜査のための通信傍受の制度を導入することが必要である。諸外国においても、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、イタリアなど、いわゆる主要先進国のすべてにおきまして、傍受の対象とすることができ、犯罪、傍受の要件、傍受を行うことを許可あるいは命令する権限を有する者、傍受の期間等を定めた犯罪捜査のための通信傍受の制度に関する法律が整備されております。現在、そうした法制度を持つていない国は先進諸国の中では日本ということになっている次第でございます。

○連増委員 通信傍受制度、体制をつくって充実させていくことは、これはいかなる国でも当然やっていかなければならない課題と国際的に認知されているわけでありまして、法整備、立法化に当たっては、その国の実情に応じた法律というものが考えられて、その国々の社会情勢や歴史等を踏まえた上で、最も効率的にきちんとして形を通信傍受ができるような、そういう工夫が求められ、その結果、こうした今審議されている法案となつたと思つております。諸外国の通信傍受体制に比べると、対象犯罪や要件等についてかなり限定的にしていると思受けられますけれども、この点についていかがでしょうか。

○松尾政府委員 お尋ねの点につきましては、全体として、今政府が提案しているこの通信傍受につきましては、先進諸国における同制度に比較しますと、大変謙抑的だといえますか、捜査機関にとつて厳しい制約を付した制度になっております。

それで、簡単に、傍受が許される犯罪をどうしているか、あるいは令状を要求する要件というのは、各国どういふふうにかつていて、あるいは傍受できる期間はどうか、こういったことにつきまして概略を申し上げますと、傍受が許される犯罪につきましては、今回の法案において対象としている犯罪、これはおおむね諸外国の制度では対象犯罪になっております。

これに加えまして、アメリカの連邦法では、電話等と口頭会話、電気通信に限らず口頭会話も傍受の対象となつていて、恐喝、郵便を用いた詐欺、盗品の輸送、マネーロンダリングなど、幅広い犯罪を挙げております。コンピュータ通信等については、長期一年を超える拘禁刑が定められた罪を一般に対象としているということでございます。ドイツではどうかといふと、有価証券の偽造、恐喝、集団窃盗等が、我が国の法案の対象犯罪にさらに加えてもう少し幅広く対象犯罪になっております。フランスでは、短期十年以上の懲役または禁錮刑で罰せられる罪である重罪のほか、長期十年以下の拘禁刑が法定刑とされるもののうち、二年以上の拘禁刑の軽罪について一般に傍受を行つて得るものとしております。

それから、犯罪の嫌疑の要件でございますが、アメリカの連邦法では、傍受を行うことができる犯罪が行われた、行われつつある、または行われようとしている、これは先ほどから、これからの犯罪、将来の犯罪、そういう表現でも言えるかと思つて、信するに足る相当な理由ということで、逮捕の要件と同程度ということでございます。ドイツでは、傍受を行うことができる罪を犯し、または犯罪行為によってその罪を準備した者があるという疑いが、ある事実により根拠づけられることが要件とされるということでございます。それからフランスでは、予審判事が予審手続上必要と認める、これは非常に漠然とした、ある意味じゃ広範囲といえますか、それが要件ということになっております。

今回の法案の犯罪の嫌疑に関する要件としては、今御審議いただいている法案では、十分な理由を要するものとしまして、逮捕の要件である相当な理由よりも厳格なものとこの法案ではしております。諸外国と比べても十分に厳しい要件を課しているということが比較的にも言えるかと思つて、次に、傍受のできる期間でございますが、アメ

リカでは連邦法で三十日以内、イギリスでは二カ月以内、ドイツでは三カ月以内、フランスでは四カ月以内とされております。また、傍受ができる期間の延長あるいは更新の問題でございますが、アメリカの連邦法では、延長の期間は三十日以内でございますが、延長の回数には制限がございません。イギリスでは、国家の利益のためまたは連合王国の経済の安定のため必要があるとされるときは、六カ月の範囲内で延長できる、それ以外のときは、一カ月の期間、令状の更新が可能でございます。ドイツでは、延長の期間は三カ月以内でございますが、延長の回数には制限がございません。フランスでは、四カ月の限度として、更新ができ、更新回数にはやはり制限はございません。

これに對しまして、今回の法案においては、傍受ができる期間を十日以内とされております。十日以内の期間で延長ができるものとしておりますが、最初の期間も含めて最大限で三十日を超えることはできないものとしております。同一の事実に関する同一通信手段について、傍受令状は、さらに傍受を必要とする特段の事情があるときに限り発付することができるといふことで、ここにももう一つ要件を課しているということでございます。

このように、今回の法案においては、諸外国の立法例と比べて、対象犯罪や期間を限定し、かつ犯罪の嫌疑が十分な場合に限って通信傍受を行えることとするなど、傍受の要件を厳格に定めることによりまして、通信の秘密の制約を必要最小限の範囲に限定しているものといふふうに御理解いただきたいと思います。

○連増委員 国際社会で失敗しない秘訣、通俗的な表現になりますけれども、特段の理由、事情がない限り、ほかの国がやっているようにやるといふことが言えるんだと思つて、過去の日本の歴史の失敗例、あの悲惨な戦争等を思い返しましても、日本だけが特別で、ほかの国がやらないようなことをやらなやか、そういうところに日

本が国際的に失敗した原因があると思つて、日本人だけが特段に警察というものを信頼できないようにしているとか、あるいは日本人だけが特段に通信傍受なしでも、組織犯罪がそんなに蔓延しないので平和に暮らしているとか、そういう極端な考えを排し、やはり諸外国並みに、警察というものの、一〇〇％誤りがないとか、たまには悪い警察の人というのがあるかもしれないけれども、それはあつてはならないことなのですが、だからといって、警察というものをよく頼るのが本質だから、世の中大丈夫だろうという極端な考えで、何もしないでほうっておくというの、これは是非現実的。

どの国も、国家権力、警察というものと庶民というものがそれなりの折り合いをやつて、その中で工夫と努力を重ねながら、治安、安全といったものをつくつてきているわけでありまして、この際我が国も、今までやつたことのない通信傍受ではありますけれども、恐れずにその世界に飛び込んで、国家、警察と庶民の間で新しい信頼関係ををつくっていく、そういうときなのだと思います。

以上で私の質問を終わります。
○杉浦委員長 次に、菅義偉君。
○菅（義）委員 自由民主党の菅であります。早速質問をいたします。

私は、本予算案が成立すると、いつも地元で国政報告会というのを実はやっております。月曜日の金曜日の夜、私が約一時間国会の情勢を報告して、三十分質疑応答に充てている。町内会館でありますけれども、約五十人ほど集まつた中で行います。実は、一昨年、一番質問の多かったのは郵政三事業の民営化でした。そして昨年は、この銀行は大丈夫かどうかという、金融システムに関する問題でありました。私、こつしはガイドライン法案、これは国会の審議中でありますから、当然防衛問題が中心であろうと思つておりましたけれども、大臣、一番質問があつたのはオウム

真理教の問題なのです。多くの国民がこの教団に對してかなりの関心を持っている、私自身、これを痛切に感じたわけでありました。

確かに、この教団は、地下鉄サリン事件を初め、数々の事件を起こしています。にもかかわらず、全く反省も謝罪もいたしておりません。そして、麻原が勾留されているあの東京拘置所を聖地として信者が参拝をする、周辺に数多くの信者が住んでいるということも伺っております。そして、当局の資料によれば、出家信者が五百人以上、在家が千人以上おいて、活発に活動を始めています。そして、関東近県においては、地域の住民とトラブルを数多く起こしております。住民の皆さんや地方自治体は、自分たちの平穩な生活を守るために、オウム真理教と全面的に、矢面に立って対決をしておるわけでありました。

そうした中で、なぜ国が何もやらないのだ、国は早く何らかの手打てを打つべきではないか、これが多くの国民の声であると思っておりますけれども、このことについて大臣はどのような見解をお持ちであるのか、お尋ねをします。

○内閣府大臣 オウム真理教が、危険な体質を今なお維持したまま、豊富な資金を背景に新たな拠点を獲得するなど活動を活性化させており、同教団に対する国民の不安や危惧の念は依然として払拭されていないため、その活動拠点の周辺住民とのトラブルも絶えない状況にあると認識しております。これまでも、多くの自治体の方々、国会議員の方々、地方議会の皆様方、このようなことで大変御苦労、御心配なされておられる皆様方がおいでになります、その状況をつぶさに伺ったわけでございますが、まさに委員の御指摘のようなお気持ちで皆様いらしたわけでございます。

そこで、オウム真理教への対応措置につきまして、法務省を含め、関係各機関が連携をとりつつ、それぞれの立場から問題解決に向けて対処していく必要があるというふうに考えておられます、今後のオウム真理教の教団の動向いかに

よっては、破壊活動防止法に基づく規制処分を再度請求することも念頭に置いて、公安調査庁に厳重な調査、監視活動を行わせておるところでございます。また、破壊法の改正についても真剣に検討をさせているところでございます。

○菅(義)委員 私も先ほどの連増議員と同じように、今日の事態を招いたのは破壊法の適用が見送られた、そういうことであると思っております。しかし、現在の法律でオウムの活動を規制していくというのは極めて難しいことであると思っております。そういう中で、住民は二十四時間の監視体制をし、あるいは地方自治体は住民登録を拒否する、裁判をすれば負けるかもしれない、そういう中で皆さんは戦っておるわけでありました。そういう中に、今大臣が、関係省庁が緊密な連絡をとる、そういう答弁がありましたけれども、やはりそのことが今できることとして一番大切なことであると思っております。

例えば、警察は監視体制を強める、そして税法や破壊法や労基法、この三種の綱をかける。税法では、関連会社を含めた教団の金の動きを押さえることが出来ます。あるいはまた破壊法では、徹底して隠し財産を調査してほしい。そして労基法では、劣悪な条件下で働いていると言われている労働問題、このことに対して問うことは可能であると思っております。特に、去る十八日に、長野県警が強制捜査に踏み切りました。どんな小さいことであっても、法律に違反をするならば必ず強制的な捜査をする、警察の強い意思表示であったと思っております、私はこのことに深く敬意を表するものであります。

そこで質問をいたしますけれども、一連のオウム真理教の事件の反省から、警察法の一部を改正して、他県にまたがる広域捜査が可能になったと思っておりますけれども、現在はそのようになっているのか、お尋ねをします。

○林(則)政府委員 御指摘のとおり、オウム真理教関連事件のような広域組織犯罪等に迅速かつ適切に対応するために、平成八年に警察法を改正い

たしまして、都道府県警察の管轄区域外における権限行使に関する規定や国家公安委員会等の権限に関する規定の整備を行ったところであります。また、それに先立つ平成六年におきましても警察法を改正しまして、犯罪の広域化等に効果的に対応するための都道府県警察相互間の関係等に関する規定の整備を行っております。

こうした法制面の措置を踏まえて、警察におきましては、必要に応じ、関係都道府県警察間の合同捜査本部を設置して事件捜査に当たっており、この合同捜査本部の運営は、事案の共同処理に係る指揮の一元化というようなことによつて、効率的に実施されておるのが現状でございます。

これらの措置によりまして、警察といたしましては、広域組織犯罪等に有効に対応し得るものと考えておりますけれども、今後とも、不斷に変化する、オウムをも含めたこういった諸情勢的確に対処してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○菅(義)委員 いずれにしろ、警察庁が中心となつて、他の省庁との連携を深めていく、そう思いますけれども、これについても、具体的にどのような行つておるのか、お尋ねをしておきます。

○瀬川(明)委員 オウム真理教に對しまして、警察といたしましては、住民の平穩な生活を守り、公共の安全を確保するという立場から、警戒警備を強化しておりますほか、教団の違法行為について厳正に對処するなど所要の措置を講じ、地域の方々の不安感の除去に努めているところでございます。

お尋ねの関係省庁との連携でございますが、内閣官房を中心に警察庁、公安調査庁、国税庁、労働省、自治省等の関係省庁がそれぞれ連携を密にいたしまして協議を進めているところでございます。警察庁といたしましては、オウム真理教の現状等に関する情報をこれらの関係省庁にできるだけ提供いたしまして、オウム真理教に対する共通認識をそれぞれが持つように努めているというところでございます。

○菅(義)委員 労働省にお尋ねをしますけれども、オウム関連企業の労働環境の実態について調査をされているのかどうか、お尋ねをします。

○伊藤(正)政府委員 お尋ねのございました労働基準法上の問題でございますが、私ども、労働基準法は、いわば労働契約を結んで働いておられる方についての保護を図る法律でございます。宗教上の信仰等に基づく奉仕活動等の場合には一般にそういった労働関係が認められない、こういった問題もございまして。

私ども、警察等からいただいた情報をもとに、その辺の問題について検討した情報の収集等に当たっているところでございます。その辺をまず詰めてみないと、労働基準法上与えられている労働基準監督官の権限等の範囲を超えてしまうことにもありますので、まずその辺につきまして、私どもも急ぎ検討し詰めさせていただいて、先生御指摘のようないことも念頭に置いて、今後の対応を検討させていただきますと思っております。

○菅(義)委員 オウムのパソコン工場で働いている信者の月給というのは八千円程度である、こういうケースも実はあるようであります。最低賃金や労働管理の面からも私は調査してもおかしくない、こう思っておりますので、強く要望いたします。

次に、国税庁にお尋ねをしますけれども、オウムの関連会社というのは四十社ある、こう言われております。関連企業の不透明な財務状況を徹底して追及する必要があると思っておりますけれども、これについてどうなっているのか、お尋ねをします。

○森田(好)政府委員 私どもの立場からお答えいたします。

個別の事柄について御答弁できないことは御理解いただきたいと思います。ただ、一般論で申し上げたいと思つてます。

国税当局といたしましては、常に、納税者の適正な課税を実現する、そういう観点から、ただいまの御議論あるいはマスコミ報道にも十分関心をもちつつ、あらゆる機会を通じて課税上有効な資

料、情報の収集に努めまして、課税上問題がある
と認められる場合には実地調査を行うなどによ
り、適正な課税に努めているところであります。
そういうことで、今後ともこのような考え方に
基づき、適宜適切に対処してまいりたいというこ
とであります。

○青(義)委員 今日まで被害者の損害賠償は約二
割強である、補償は不十分なままであります。そ
して一方、オウムの関連会社がパソコンシヨッ
などで七十億円前後の売り上げがある、という
報道も実はありました。やはり被害者にとつて
は、私はやり切れない気持ちであると思います。
そして、新しい拠点を整備するのにその収益が使
われているのではないか、これも予測をされるわ
けであります。国民の感情からしても、これは徹
底して追及すべきであると思えますけれども、国
税庁、いかがですか。

○森田(野)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の問題意識等々、あるいはマスコミ
報道等々、十分私も関心を持っていますつもりで
あります。

一般論でございますが、企業に対する課税に際
しましては、法人税はもちろんのこと、従業員に
支払った給与に対します源泉所得税等々あります
ので、そういうものを全体を視野に入れた上で、申
告書等、あるいは私どもが収集した資料、情報、
あるいは関係省庁から収集した情報等を総合検討
いたしまして、課税上問題がないかどうか検討す
ることとしていたしております。課税上問題がある
というふうに認められる場合には実地調査を行う
などにより、適正な課税に努めているところであ
ります。

今後とも、そういうことも踏まえまして、あら
ゆる角度から検討して適正な課税を実現する、そ
ういう観点から適切に対処してまいりたいと思っ
ております。

○青(義)委員 自治体や住民が、先ほど申しまし
たけれども、裁判で負けるかもしれない、しかし
平穏な生活を維持するために、前面に出て、矢面

に立って戦っておるわけありますから、オウム
の財務状況を何とかして把握すべきであると思は
れています。国税庁の真価を問われるぐらい
のことであると思えますので、このことを強く国
税庁に要請をいたします。

現在の法律でオウムの活動に規制をかぶせると
いうのは、今の各省庁の答弁にありましたよう
に、なかなか難しいわけがあります。しかし、い
まだにサリン事件の後遺症に悩まされている被害
者が存在するにもかかわらず、裁判によって明ら
かにされた罪状を全く認めずに、反省をする様子
もなく、全国にまた展開し活動している。このま
ま野放しにしておくわけにはいかないとはいえ
ます。

先ほど大臣の答弁にありましたけれども、破防
法適用の再請求や破防法の適用緩和を含む改正
さらにはオウムの特別立法、こうしたものを制定
して取り締まるべきである、こういう声が出てく
るの私は当然であると思っております。そして、
平成九年の一月に、破防法による教団の解散請求
が棄却されました。そのときと状況が一変してい
ることも事実であります。

これだけの国際社会の中で、あれだけの反社会
的なテロを行った団体を、その組織を本質に何の
変化もなく放置しておくというのは、地域住民の
脅威や不安だけでなく、テロに甘い国家として
国際社会からも強い反発を私は当然受けると思っ
ています。

先ほど連増議員の質問の中で、要件がそろえば
再請求すると長官は答弁をされましたけれども、
私はそろっている、こう思えますけれども、再度
見解を伺います。

○木藤政府委員 お答え申し上げます。

オウム真理教の活動が、新たな拠点の獲得や信
徒の獲得といったことに向けてますます活発化し
ておるわけでございます。しかも、今なお危険な
体質を維持しているという現状にあると思ってお
ります。
しかしながら、現在の破防法の要件が非常に厳

しいものがあるということをご前提に考慮いたしま
すと、今の現状において直ちに再度の請求をする
ということとは困難であると思えますけれども、
その活動の状況いかににより、将来の危険性が認
められるというような状況になるということがあ
れば、再度規制請求を行うということを念頭に置
きまして、厳重な調査、監視活動を行っていき
たい、かように考えております。

○青(義)委員 次に、破防法の改正についてお尋
ねをしたいと思いますが、私は、この適用要件の
緩和を含む改正がオウム対策に最善ではないかな
というふうに思っています。

破防法が制定されてから既に四十年以上経過さ
れております。当時は、オウム真理教のように広
範にわたって社会の安全を脅かすような犯罪集団
はなかったわけでありまして、想定もなかった
と思えます。もっと現実即したものに改正すべ
きである。例えば、政治目的や将来の再犯の明ら
かなおそれの部分を除く、適用団体の弁明を
聞く期間を大幅に短縮する、こういうことが必要
であると思えますけれども、いかがですか。

○木藤政府委員 団体規制は、必要ときに迅速
かつ適切に行われるべきであると考えておるとこ
ろであります。

平成九年一月、公安審査委員会によりましてオ
ウム真理教に対する規制請求が棄却されたという
経緯にかんがみますと、現行破壊活動防止法の適
用要件が厳格に過ぎると考えられるところでござ
いますので、団体規制の系統と内容につきまして
いかにあるべきかという観点から、同法の改正に
つきまして現在鋭意検討しているところでござい
ます。

○青(義)委員 オウムの活動を制限する規制立法
の法制化、この可能性を検討すべきであると思
いますけれども、これについてはいかがですか。

○木藤政府委員 破壊活動防止法の改正という形
ではなくて、例えばオウム真理教という特定の団
体を対象とする規制立法はどうかという御指摘で
ございますが、一般的あるいは抽象的な規範を定

めるという法律の性格上からしますと、特定の団
体のみを規制する立法については問題があると考
えておるところでございます。

また、一定の範囲の団体を規制の対象とする法
律を制定する場合には、いわゆる団体活動そのも
のを規制するといった法律の性格からいたします
と、現に存在する破壊活動防止法との法体系の統
一性といった観点からいたしますと、やはり破壊
活動防止法の改正によって対応することが相当で
あると考えておるところでございます。

○青(義)委員 ぜひ、早くその法律を制定して、
オウムの活動を規制し、オウムに対して国民が抱
いている脅威や不安というものを一日も早く取り
除いていただきたいというふうに思っていま
す。

オウムの一連の犯罪の原点でありました坂本井
護士の殺害事件、実は私の選挙区であります横浜
で起こったわけでありまして、これは当初の段階か
ら、オウム真理教が関与している、こういうふう
さというのには地元でもありました。当然捜査当局
もつかんでいたと思えます。もしあのときに通信
傍受の法律ができていたらこんなことにはならな
かっただろう、こう思っているのは私だけではな
いと思っております。

結果的には、オウム真理教のような閉鎖的犯罪
組織についてはなかなか内部情報が得られない。
そして、それが松本のサリン事件になって、そし
て世界に例のない地下鉄サリン・テロに至るま
で、結果として何の手も打てなかったんですね。
組織犯罪の捜査では、麻原に代表されるように、
下部の実行犯ではなくてトップにねらいをつけな
ければ何事も解決しないわけでありまして。

三法案の中で、特に通信傍受に関し、こうした
閉鎖的犯罪組織の対策を行うためには極めて有効
な手段である、私はこう思っております。この三
法案が成立するとオウムに対してかなりの抑止的
な効果があるだろう、こう考えますけれども、こ
れについてはいかがですか。

○松尾政府委員 先生お尋ねの中に坂本弁護士一家殺害事件がございました。公判における冒頭陳述等で述べられている事実を見ますと、坂本弁護士一家殺害事件では、松本智津夫と実行行為者の間で、犯行直後の結果報告あるいは死体遺棄場所、方法についての相談、本部帰還の指示等、電話で頻りに連絡がとられております。

また、オウムの事件の中では、仮谷さんとおっしゃる公正役場事務長の逮捕監禁致死事件というのがございます。この事件を見ましても、実行行為者との間の共謀、打ち合わせ、あるいは犯行準備等の指示、あるいは犯行直前の合流場所の連絡、拉致した旨の連絡と逃走のために乗りかえる車両の準備指示、警察が犯行直後にオウム真理教青山道場の捜査を始めようとしている旨の連絡など、これは携帯電話を多用いたしまして頻りに連絡を行っているということがございます。

ただいま先生のお尋ねのように、オウム真理教のような閉鎖的な組織の中では、この実例に見られるように、通信傍受ということが非常に効果的に使われるわけがございます。

現在審議中の組織犯罪対策三法でございますが、組織的な犯罪に適切に対処するために有効と考えられる刑事法制度の整備を図ろうとするものでございまして、オウム真理教による一連の犯罪でございまして、当時本法案のような組織的犯罪対策法が整備されておりましたならば、組織的な殺人等に対する一定の抑止効果が期待できたほか、今申し上げました通信傍受によりまして、早期に実態を解明し、被害を最小限に抑えることはもとより、時系列的に考えますと、例えば地下鉄サリン事件などについては、あるいはその発生を未然に防止できた可能性もあったものと我々は考えている次第でございます。

○菅義偉委員 局長、捜査には具体的にどのような役に立つのか、改めてお尋ねします。

○松尾政府委員 これは先ほどの質問にございました。一連の組織犯罪というものは、その企画の段階、あるいは実行の準備の段階、それから実行

に着手しまして一連の犯行が遂行される過程、それぞれにかなりの人数が関与し、また時間の経過がございまして。

この組織犯罪対策三法の中での電話傍受でございますが、先ほども議論をされましたが、電話傍受の関係の法案の第三条一項三号には、そうした対象犯罪の準備行為が行われ、それに対しては幾つかの厳しい要件がかけられますが、その準備行為の段階で電話傍受が可能となるシステムがこの中に組み込まれているわけでございます。これを有効に適切に使用するならば、犯罪の結果が発生する前にこの発生を抑制すると同時に、それに関連した組織を検挙できるという点で非常に有効な捜査手法でございます。

○菅義偉委員 憲法の二十一条における通信の不可侵につきまして、犯罪にかかわる通信の秘密というところまで憲法は保障していないわけでありまして、私には、このオウム真理教の一連の事件を振り返るときに、この通信傍受法を含めての三法案の早期の成立を強く望むものであります。

そして最後に、ことしの年末には麻原に次ぐナンバーツーの地位にある上祐が刑期を終えて出所する、こう言われております。当然オウムの活動が今以上に活発になってくる、これも予測をされております。先ほど来私が申し上げましたけれども、関係省庁が緊密な連絡をとって、住民の不安や脅威というものを一日も早く取り除いてほしいと思っております。それまでに、先ほど長官が言われましたけれども、とにかく破防法の改正等を初め対応できる法律を成立させるべきであると思っております。

最後に私は、大臣からこれに対しての意見をお願いして、質問を終えたいと思っております。

○陣内閣務大臣 今委員が御指摘のように、現状において大変憂うべき深刻な状況になっておりまして、この年末にはさらに上祐被告も釈放されるというようなことを考えますと、これは時間との戦いといえますか、大変急がなければならぬ対応策だろうと思っております。困難な問題はいろいろあ

りますけれども、大事な対応をしっかりとやれるように取り組んでまいりたいと思っております。

○菅義偉委員 終わります。

○杉浦委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

一昨日に続いて、通信傍受法案について、傍受の具体的な仕組みについてお聞きしたいと思っております。

一昨年、九七年四月六日の各新聞に、ある大手通信社の記者が大麻所持容疑で現行犯逮捕されたという記事が出ておりました。そして、続いて四月十六日の各新聞にも、この人物が覚せい剤も使用の疑いという記事が出ておりました。簡潔で結構でございますが、警察庁から、この事件のてんまつを報告していただきたいと思っております。

○小林憲政府委員 御質問の事件は、平成九年四月に警視庁赤坂警察署において取り扱った事件だと思われまして。

この事件は、通信社の記者を、自宅において大麻樹脂を所持していた容疑で、同年の四月五日に現行犯逮捕した事案でございます。

以上でございます。(木島委員「その後の、起訴や判決結果やら、お願いします」と呼ぶ)

判決内容まで申し上げていかどうかかわかりませんが、このように聞いております。

さらに、御質問の中で覚せい剤の使用の事実についての話がございましたが、その後の捜査におきまして覚せい剤を使用した事実が判明いたしました。同じく、四月十六日に覚せい剤取締法違反で再逮捕したところでございます。

以上でございます。

○木島委員 警察に聞いたらいいのでしょうか、大分法務省でしょうか。今のようないふ事件があった、大麻所持容疑、覚せい剤使用の疑い、これはいづれも本通信傍受法案の別表の四号、八号に該当する罪名でしょうか。

○松尾政府委員 済みません、ちょっとおくれまして。

ただいまのお尋ねの犯罪でございますが、基本的には、この傍受法案の対象犯罪一覧の中に含まれる犯罪と考えております。

○木島委員 もうこの問題はこれだけで結構です。現実にはこういう事件が起きています。

これからは仮定の想定の問題であります。もしこういう事件があり、容疑者が二人以上の共謀によるものと疑うに足りる状況が疎明され、もう一つ、他の方法では犯行の状況、内容を明らかにすることが著しく困難、こういう要件が仮に疎明される場合には、本通信傍受法によって令状発付の要件が満たされると思われるわけでありまして、これは仮定の想定であります。そう聞いてよろしいですね。

○松尾政府委員 具体的な事案を下敷きにいたしますと、その事実がそれに拘泥するといえますか、拘束されることになりましたのでなかなかお答えしにくいところでございますが、抽象的に申し上げれば、この法案の第三条にさまざまな要件が書かれております。それが満たされれば対象犯罪には含まれるわけでございますので、電話傍受の対象にはなるということでございます。

○木島委員 私、あくまでも仮定の想定での質問です。

複数の犯人による共謀だということと補充性の要件が満たされれば本法が適用される。そういう場合、傍受の対象となる通信機器についての質問であります。本法によりまして、もちろん被疑者の自宅の電話、それから被疑者が使用している携帯電話、そしてまた、今私例に挙げたのは通信社の社員というわけでありまして、被疑者の勤務する通信社で被疑者の常時使用している電話、自分のデスクの前の電話などが当然傍受の対象の通信手段となる、こう法を伺ってよろしいですね。

○松尾政府委員 それも、第三条の要件によりまして当該通信機の特定制の問題ということになります。思います。それが、傍受の対象犯罪として、ある

いはその被疑事実として掲げられる犯罪に使用される蓋然性といえますか、それに使用されるという高度の蓋然性と、通信手段そのもの番号を含めて特定されないといけませんので、その特定があればという限定では今おっしゃるとおりだろうと思います。

○木島委員 そうだと思ふんです。だから私は、ある通信社の社員が繰り返し繰り返し覚せい剤をやっていたというようなことがあって、場合によっては会社の自分の電話も使って買ったりしていたというようなことになれば、それが疎明できれば、自宅の電話だけではなくて勤務先の通信社の電話も傍受の対象になるという仕組みであらうかと思ふんです。このぐらいでやめます。

もう一つ、全く仮定の話を聞きますが、ある政治家と同居する親族に覚せい剤の譲渡、譲り受け、所持等の容疑があつて、当然三条の令状発付の他の要件が満たされた場合ですが、そういう場合は、同居する親族の犯行でありますから、その政治家の自宅の電話も、当然本法によって傍受の対象の通信手段になりますね。当然、要件が満たされた場合という前提つきですが。

○松尾政府委員 大変影響の大きな御質問でございますが、仮定ということ、この要件が全部満たされる場合という前提でございます。それからそれは傍受の対象になり得るということでございます。

○木島委員 次の質問に移ります。

傍受した通信の記録の作成及びその消去等の問題であります。本法二十二条「傍受記録の作成」の条文であります。

法二十二条によりますと、通信傍受を終了したときは、その都度、「速やかに」傍受した通信の内容を、傍受記録、すなわち刑事手続において使用するための記録として一通作成しなければならぬ。その傍受すべき通信以外の記録はすべて消去しなければならぬとあるが、「速やかに」というのはいつまでなんですか。法には特定がありませんので、答弁願いたい。

○松尾政府委員 傍受の手続という具体的な状況を考えますと、傍受記録と傍受の原記録というものがこの法案の中では存在しているということになります。傍受の原記録が傍受の過程で一通作成された場合には、それを封印する前に、この傍受記録を作成するためのコピーが一部つくられます。

コピーをつくりましますと、当然捜査中でございますし、それなりに時間的な制約がある中という客観的な制約がございますし、この法案では速やかということがあるわけでございますので、その都度、時間を置かずということでございます。その中から傍受すべき通信に該当する通信以外の通信の消去作業等が行われまして、傍受記録に該当する電話であります。そのカセットが作成されるということでございます。

○木島委員 ですから、「速やかに」というのは大体時間的にどのぐらいの間に消去し去らなさいか、要するに、どのぐらいの時間のうちに傍受記録というものは一つつくっておかなきゃいかぬということになるのか、具体的に聞いているんですよ。

○松尾政府委員 傍受する期間、作成されました原記録の量等によるわけでございますが、それから想定されて、通常の作業時間内ということでございます。その何日も先というわけではないと思います。

具体的には、終了したときから、例えば、それが夜中に終わりますと翌日いっぱいとか、通常予定されております作業時間内という程度で考えていただければ適当かと思っております。

○木島委員 もう一点だけお聞きします。

二十二条では、傍受記録に残すべき通信と消去すべき通信とが区別されるんですね。そういう仕組みになっていて、二十二条二項に、一号、二号、三号、四号と残すべき通信が明示されているんです。

そこでお聞きしたいんですが、法第十三条の通信、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信、いわゆる該当性判断のための傍受ということではあります。要するに、該当するかどうか明らかでないものは、この二十二条の傍受記録に残されるべき通信になるんでしょうか、それとも消去されるべき通信になるんでしょうか。この法解釈を教えてください。

○松尾政府委員 これは、サンプリングしまして当該犯罪と関係がないということになりますと、短時間でまたそれを中断させるということになります。したがって、関係ない、あるいは無関係だという判断でございますので、それは当然消去の対象になります。

○木島委員 二十二条二項の残すべきものとして特別に四項目掲示されているのに、十三条の該当するかどうか明らかでないものは載っておりますので、当然法解釈として消去されるということですが、そう確認しておきます。

そこで、私はある事実を想定して具体的に聞きたいと思ふんです。これも想定ですよ。この法解釈、法の運用についての質問です。

ある男性の被疑者について、覚せい剤譲渡などの容疑で、その使用している通信機が傍受対象として令状が出たとします。そして、その傍受活動の実施過程において、被疑者男性の通信が行われた。細かいことは全部はしませんが、仮に、その被疑者男性と五人の女性との会話が傍受できた、それぞれの日時、場所において会う約束がその傍受された会話から聞き取れたとします。しか

し、傍受した通信からは、会う日時と場所が特定できたので、例えば、三日後の六月何日、東京の日比谷公園のどこで会おう、そこだけが特定できたので、相手の女性の氏名も住所も職業も、もちろん会う目的など、すべてわからないような場合、捜査当局としては、傍受で得られたその情報によって、その日時、場所において当然張り込み等の捜査活動をするということになると思ふんですが、そうした捜査活動は合法的にできるわけですか。

(委員長退席、橋委員長代理着席)

○松尾政府委員 今のお尋ねは、実は捜査上では大変難しい質問になるうかと思ひます。

つまり、かかってきました女性との会話の内容の問題がまずあるうかと思ひます。それから、その傍受している電話と電話の主の状況といえますか、例えば、この電話の主が、いわゆる自己使用だけではなくて、自己の購入した分をさらに小分けして販売しているという売人の役割も果たしている、それが電話を活用されている、こういう状況があると、そこにかかってきました電話は、まずそういう耳で捜査機関は聞くわけでござい

ます。その中で、この被疑事実となりました令状に記載されている犯罪と関係があるかどうかを判断する、極めて厳しい判断を要求されるケースもあります。

いろいろな材料がありまして、例えばどういう対象からかかってくるかという周辺状況についての捜査が終わつていまして、それから女性が、かかってくる場合の絞り込みがあるいはできるかもしれせん。例えば、この被疑者の売り込み先は、つまり、女性のグループであるというような、疎明資料の中にそのまでの捜査の状況がありますと、それはそういう耳でまた聞くわけでございます。

結論は、そうした個々の犯罪ごとの、あるいはその電話の使われていまして状況、被疑者の想定されます犯罪の類型、あるいは覚せい剤でありましてその販売先についてのおおよその蓋然性とか、つまり、犯罪というものは千差万別でございます。その時々々の証拠によって具体的状況が想定されるわけでございますので、にわかに、それではその女性の待ち合わせ場所まで行ってそれを尾行するなりなんなりするということまでいくのかどうかというのはいくつか言えないわけでござい

によって決まってくるということだと思ひます。
○木島委員 通信傍受令状が裁判所から発付されるには疎明資料が必要なんです。そのためには、これは覚せい剤の常習犯だ、自分もやっているし、売ったり買ったりもしている、そんな男だという一定の疎明があるからこそ、その被疑者の電話について傍受令状が発付されるわけですよ。

それで、傍受が始まった。十日間やってみたら、五人の女性との会話がキャッチされた。しかし、その電話は、まずかけて、おれだ、何日、日比谷公園のどこ、それだけでがちゃんと切れる、大体そんなものじゃないですか。現実には、そういう会話だけの場合が多いと私は思うんです。長々と犯罪事実についてしゃべるような男は日本人にいませんよ。そういう短い会話をキャッチして、さてそれが、今刑事局長が言ったようないろいろな場合によって想定がされるなんていうようなことで、では、それは犯罪関連事実か、あるいは明らかでない事実か、全然関係ない事実か、その現場で判断できるでしょうか。また、判断していいものなんですか。できないんじゃないんですか。

○松尾政府委員 具体的状況を設定するのはなかなか難しいところだと思いますが、一つだけ、例で御理解をいただけるかと思いますが、一つだけ、例えますと、具体的なケース、今、携帯電話そのものが、例えば一個で八百万とか六百万とか、そういう単位で売買がされていることがあります。これは何かといえますと、この携帯電話に覚せい剤の買い手が何百人とついているケースでござい

ます。そのケースを想定いたしますと、この電話を傍受いたしますと、確かに、買う方はそう長々と時候のあいさつもせし、恐らくしないでしょう。何月何日、何バケの覚せい剤をちょうだいよ、いつもの場所です。覚せい剤と言われればわかります。例えば、おれはYだ、また頼むよ、あるいは、おれはYだ、どこどこで会いたいと言え

ば、それは当然覚せい剤の売買以外には考えられないわけでございますので、傍受対象である。つまり、状況によるということでございます。

○木島委員 状況によるんでしょうが、大体そういう場合は、重大な情報としてやはり尾行するものが常識だと。私は警察呼んでいますが、これは質問通告していませんから聞きません。

それで、大体こういうのは尾行するものですよ、重大情報ですから。もともと覚せい剤容疑で令状が出た男ですからね。

それで、これも仮定の想定です。そうした捜査活動をやったら結果、五人のうち一人の女性との密会の現場で、たまたま覚せい剤等が被疑者からその女性に譲渡された、現認できた、目撃された。当然、現行犯逮捕することになると思うのです。それは通信傍受が生きた例です。当然、現行犯逮捕する。

では、その場合に、今局長がいろいろ述べた場合、さきの通信傍受をしたその通信は、この本法によって犯罪関連通信、いわゆる傍受すべき通信としてさかのぼって傍受記録が作成されるということになるのでしょうか。

○松尾政府委員 さかのぼってそういう記録が作成されることはありません。

○木島委員 そうですか。それでは、こうも聞きますし。

今、私の想定の場合で、他の一人の女性については、密会の現場、例えば、いつ、どこで、どここのホテル、そういう密会の現場に張り込んで、残念ながら覚せい剤の譲渡などの犯罪容疑は目撃できなかった。しかし、当然その女性を追跡するのでしょうか。それで、夫婦関係にもない。そうすると、そういう男女関係で、ホテルで会ったことだけは確認できたが、覚せい剤の譲渡は当然現認できなかった。引き続き、その女性に対する尾行等を、追跡捜査を、私、やると思うのです。

その結果、その女性の自宅から覚せい剤等がたまたま発見された。そして、供述によって、被疑

者男性から譲渡を受けていた、そんな事実が判明されたということ想定しますと、では、さきの、最初のきつかけとなった通信傍受、それがきつかけとなってそこまで行き着いたという、その場合も、最初の傍受は、さかのぼって犯罪関連事実として傍受記録は作成されないということになるのです。

○松尾政府委員 さかのぼって傍受記録が作成されるという手続は、この中ではとり得ないということでございます。

○木島委員 そうすると、他の三人の女性については、追跡捜査したが全く覚せい剤とは関係なかった、そういう場合は、当然、傍受すべき通信ではなかったということが後から確認できたということになるのです。そういう場合に、男女間の不倫関係が警察によって発見してしまうということになるわけでありまして、通信傍受がそのきつかけとなったというので、それこそ私は大問題だと思ふのです。

そういう場合には、最初の傍受した通信、おれだ、いつ、どこで会おうと。それは、麻薬の取引に關係するかどうかかわからない、まさにわからない会話だ。該当するかどうか明らかでない、該当性判断のための傍受されるべき会話かもしれないが、結果的に、追い込んでみたが、結局何も覚せい剤の關係がなかったと後から確認できたというので、そういう会話は、改めて犯罪関連通信ではなかったというふうに確定するということではないのでしょうか。

○松尾政府委員 ある電話を傍受いたしました、その中で行われました会話が、該当する、その傍受犯罪に關する会話ということで認めまして、それを傍受して、それは原記録で残ると同時に、傍受記録にも、テープの中に入ります。それが、結果的には、その対象となった、かけてきた者がその覚せい剤の取引とは關係がないということも、それは実例としてはあり得るわけでございます。その段階で傍受記録をどうこうするということにはならないわけでございます。

○木島委員 幾つかの設例を聞きました。私、刑事局長は非常に重大な答弁をしたと思うのです。

要するに、覚せい剤の容疑で傍受令状が発付されて、五人の女性との会話が傍受された。そして現実に、その五人との密会、会合を追跡した。ある者については全く關係がなかった。ある者については覚せい剤の授受があつて逮捕までいった。しかし、それらはいずれも傍受すべき通信として記録に残らない。全く残らない。しかし、現実には、ある者は覚せい剤で逮捕まで行き着く、ある者は男女間の不倫が発覚する、ある者はただ会っただけだ、そういう状況にならざるを得ないということになるのです。この法律は。

しかも、先ほど私確認しましたが、法二十二条で、消去すべきかどうか、「速やかに」というのは、傍受した翌日からすぐだということです。恐らく、尾行し、その男女間の關係が覚せい剤の關係か否かが確定的にはつきりするはずと後になる。十日後、二十日後、後になると思うので、時間的にはそういう状況。

私は、この例から見ても、傍受された通信、会話が、本当に犯罪関連事実としての重要性を持つた会話なのか否かというのは非常に確定が難しい、判別は難しい、瞬時の判別など不可能だ、捜査をやってみなければそれはわからないということになると思うのです。現実には。

それで、私は一昨日質問したのですが、刑事局長は、關係ない通信が一分ぐらい続いたらそこで切るのですよ、しばらくしてまたスイッチをオンして聞いてみるのですよ、そんなことを答弁しましたから、給そらことだと言ったのです。

大体、電話が鳴ったら、それを全面的に聞いて分析をして、これは何か犯罪のにおいがいかどうか、ちょっとでもにおいがあつたら追跡捜査するということをして初めて嫌疑が現実のものとなつて、場合によっては逮捕、立件、有罪という形になっていくというのが捜査の本質じゃないのでしょうか。電話による通信傍受の本質じゃない

のでしょうか。

ですから、結局、この法案ができると、聞くのは必要最小限度のものに限るんだとか、犯罪関連の会話でないものは聞いてはいかぬのだということとか、記録に残さない、消去するとか、聞いてしまったことは警察官の頭の中には全部残ります、そういうことは外に行っちゃべっちゃいかぬとか、法律のいろいろな規定はありますが、そんなことは現実には実行される保証は全くない。現実の捜査と現実の通信傍受の本質からいってあり得ないと思うのですが、いかがですか。

○松尾政府委員 該当性の判断というものがなかなか厳しい判断であることは御指摘のとおりです。

ただ、今回の通信傍受に関連するこの法案でございしますが、そのところは大変厳しくつくってありまして、やはり該当すると認めるものについて傍受を執行するというところでございしますので、判断がつかない場合には直ちに切るということとでございします。

それからもう一つ、どうしても申し上げておきたいのは、この傍受行為そのもの、傍受した通信そのものは、該当性の判断の傍受も含めまして、原記録、つまりマザーテープのようなものでございしますが、これには全部録音されて、これは、事後に申し立て等がありますと、司法的な厳しいチェックを受けることになりまして、裁判官の判断がそこに加わるわけでございまして、本法案の通信傍受は、総合的にはそうした公正な運用というものをできる限り担保するということをぎりぎり追求した内容になっている点もまた御理解いただきたいと思います。

○木島委員 そこで、大変重要な通知の問題、事後の通知の問題について聞きたいのですが、その前に一点だけ。

傍受作業にかかわっている警察官は、現場で自分の警察手帳などに重要な点をメモすることは禁じられているのでしょうか、許されているので

しょうか。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○松尾政府委員 捜査の一環として行う通信傍受でございします。これは、通話内容をテープに記録するということ、これがこの捜査の具体的な内容でございします。そのほかの記録行為というのは想定されていないわけでございします。

○木島委員 そうしたら、警察官が重要なことだということでもメモをした。例えば、この女性と何日、日比谷公園のどこで会う、そういうメモをしたら、その警察官はどうなるのですか。法違反になつて処罰されますか、あるいは法違反になるのですか。

○松尾政府委員 昨日も、電話のテープの複製の問題等もいろいろございしました。そういったことも含めまして、この通信傍受法案というのは、テープに記録すること、これが傍受許可令状の内容でございします。で、捜査の範囲もそれに限られるということと徹底させるということとでございします。

○木島委員 刑事局長は、私のいろいろな質問に対して、いろいろあつても原記録が一通つづられて、封印されて裁判所に残るのだ、その原記録にはすべての傍受した会話が残っているのだ、だから逸脱は後で事後チェックできるのだとおっしゃいました。

しかし、果たして通話を傍受された当事者が原記録に行き着くことができるかどうか、そこが決定的な問題なのですね。

そこで、通話の当事者に、傍受した、盗聴したという事実、盗聴されたという事実が、通知が行かなければ当事者はそんな記録が裁判所に保管されているなどというのは何ら知る余地もないわけですから、通知の問題というのは決定的に重要な問題。

そこで通知の問題について聞きますが、二十三条であります。

二十三条は、通信の当事者への通知を三十日以内、裁判所の許可があつた場合には六十日以内に

しなければならぬと規定しております。当事者とは、この法律をつくる過程の段階で、令状に記載された被疑者だけというふうないろいろな議論もあつたようではありますが、結論的には、通信の双方当事者に通知をする、傍受記録が作成された場合にのみ通信の双方当事者に通知するというところになつたものであります。当事者とは通信の双方の当事者を指す、間違ひありませんか。

○松尾政府委員 法第二十三条には、「傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知」する、こういうふうになつております。

○木島委員 ですから、双方当事者なのですね、この解釈は。

○松尾政府委員 当事者でございしますので、電話の相対の、両方入ります。

○木島委員 法第二十三条は、傍受記録が作成された場合にのみ通知を要するとあります。ですから、傍受記録が作成されなかった場合は通知をしないということになる、それは間違ひありませんね。

○松尾政府委員 間違ひございません。

○木島委員 そこで、なぜそのような場合に通知をしないのでしょうか。

さつき私は、寛せいの被疑者の五人の女性に対する会話が傍受された事例を挙げました。結果的に、犯罪に関連のあつた会話の場合もあるでしょうし、犯罪に関連のない会話もあったでしょうし、全く寛せいの利とは関係ない男女間の密会がそこでばれてしまつたということもあるでしょう。なぜそのような、まさにそういう場合にこそプライバシーの侵害になるわけですが、そんな当事者に通知をしないのでしょうか。

犯罪に関連のない会話が盗聴され、現にプライバシーの侵害が行われ、その救済が必要とされる者に対する通知がなければ、善良な市民はまさに盗聴され損、そういう状況に置かれるのではないのでしょうか。なぜそういう人たちに通知しないのですか。あるいは被疑者にさえ通知しないとい

うことになるのですよ。

○松尾政府委員 傍受をした通信でありまして、犯罪との関連性がないものは、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断のためにその一部を傍受したにとどまるのが通常であることに加えまして、通信内容のみによつては、通知が可能な程度に当事者を特定することができるといふのは逆に少ないと思われるわけでございします。

かといつて、通知のために、サンプリングで聞いた、結果的には犯罪との関連性がないと判断したその相手の当事者ですが、その特定するための捜査を行わなければならないとしますと、つまり、通知のためにはこのだれということ特定する必要があるわけでございしますが、そういった作業をするということになりますと、かえつてプライバシーを侵害するおそれも考えられる。

また、実際問題といたしましては、関連性のない通信であっても、その当事者は、犯人その他関連性のある通信の当事者である場合や、これと同一の通信手段を用いる立場にある密接な関係を持つ者が当事者であることが多いわけでございまして、関連性のある通信の当事者に通知をすれば、おのずとその関連性のない通信の当事者も使用した通信手段について傍受が実施されたことを知り得ることが通常あり得るだろうということが考えられるわけでございします。

そうしたことを総合いたしまして、傍受記録からこれを消去して、捜査機関のもとに残さないとした上で、その消去する対象の通信の相手方には通知をしないということにしたものでございします。

○木島委員 私は、この問題は、昨年、衆議院本会議場で橋本総理に聞きました。橋本総理からもそういう答弁でした。特定ができないと。特定するために捜査、調査したらかえつてプライバシーが侵害される。とんでもない答弁。今の答弁もとんでもない答弁。

特定なんか半分できていないじゃないですか。まづ被疑者の方ですよ。これはもう、皆さん方が令

状を請求したときに、住所、氏名、きちっと特定されている。被疑者本人なんというのは特定作業は必要ないじゃないですか。

その相手方の女性、私は女性を根拠り葉掘り捜してはほしくないのです。しかし、その相対である被疑者に聞けばいいじゃないですか。あなた方の会話を傍受しました、しかし犯罪関連の事実は出てきませんでした、申しわけないことをしました、ついでには、あの相対の女性におわびをしなればならない、通知をしなればならないと思うので、住所、氏名を教えたいただけませんか、被疑者に通知を出せばいいじゃないですか。全然プライバシーに關係ないじゃないですか。

それでも被疑者が相対の女性を教えてくれなかったら、二十三条の二項で、特定できないので通知しなくてもいいとは私は思うのですよ。全然簡単じゃないですか。何でもそんなことを特定するのが大変だ、かえってプライバシーの侵害を受けるなんというへ理屈を使って通知をしようとしな

いのですか。

○松尾政府委員 今のお尋ねのお答えも、前問のお答えと同じことの繰り返しになろうかと思えます。

つまり、傍受対象犯罪との関連性がないということ、サンプリングに終わっているという事実を前提といたしますので、その他、先ほど申し上げたような理由を総合しますと、その相対の、相手方に対する通知までは必要ないだろうという判断でございます。

○木島委員 関連性がないからこそ重大なのですよ。関連性がないということは、犯罪関連がなかった。たまたま片一方の当事者は覚えいり客観で令状が出るような男、しかし相対の女性は何の犯罪も関係なかったということが証明できている。しかし、不倫の状況も警察によって通信傍受によって発覚してしまう。警察だけが知るようになる。あるいはもっと重大な秘密が出てくるかもしれない。

そういう何の犯罪にも関係ない市民が、皆さん

方のこの法案ができれば、通信傍受によって重大な事実を捜査官が知るようになる。さっき、メモのこともいろいろな消去のことを聞きました。頭の中には絶対残る。それがどう使われようと、その警察官は犯罪にはならぬのです、この条文からいうと。

そういう善良な市民の本来に普通の日常会話がまさに傍受されたときにこそ、通知をしてやって救済の道を与えるべきだ。いっような会話が傍受されたのか、そんな女性にこそ、裁判所へ申し立てをして、原記録を全部教えてやるべきじゃないか。そこで、あんな会話が盗み聞かれたんだ、とんでもないというふうになるのか、こんな程度の会話が私の権利は侵害は少なくて済んだ。そこで初めて、私は、プライバシーが侵害はされたけれども、やや回復は可能。しかし、この法律の仕組みは、盗聴された事実すら全く伝えられない。しかし、盗聴した事実は警察の頭の中には残っている、警察の中には残る。

そんなものが、どんな理屈をつけようと、私は、憲法の通信の秘密、基本的な幸福追求権に反することは明らか、三十五条の規定に反することは明らかだと言わざるを得ないということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

まず、刑事局長に伺います。

実は、刑事局長の先輩にも当たる佐藤道夫現参議院議員が、先般、私も議員有志で参加をした、この法案をめぐって懸念を強めていた会に御参加いただきました。簡略に御紹介いたしますが、次のようなごあいさつをされました。

長い法務・検察の経験の御披露された、この盗年の法務・検察の宿願でした、アメリカから留学なり研修なりを終えて若い検事さんが帰ってくる、熱に駆られたようにこの制度の紹介をするというのを、佐藤さん御自身も現場で体験されていた。しかし、一たんこの法律ができてしまうと、

やはりひとり歩きを始めてしまう。そして、暴力団対策といえながら、適用範囲が無限に拡大していくおそれがある。

そしてまた、アメリカの盗聴制度そのものを日本にスライドさせて持ち込むのはいかなるものか。先般も質疑がありましたけれども、例えばアメリカ社会のマフィア、これはある意味で多民族社会のきしみを端的にあらわしている物すこい衝突である。それと日本の暴力団を同格にいわば評価するとするならば、少し評価のし過ぎではないかということもおっしゃいました。

最後に結論で、日本社会は盗み聞きなるものを許容しない、相互信頼で成り立っている社会、もちろんいろいろ犯罪はあります。しかし、そういう御懸念を表明された。

先輩であり、まさに実務の検事長までやられた方の御発言をどう受けとめられますか。

○松尾政府委員 私自身、佐藤議員の発言を直接聞いたわけではございませんので、コメントは避けたいと思いますが、いずれにしても、今回の法案の内容等につきましては、佐藤議員にもしお会いする機会があれば、私からその内容の正確な御説明をした上で、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○保坂委員 そういうお答えもあらうかと思いついて、これは共同通信配信の記事をそのまま私は読んだのです。したがって、マフィアの点は私の記憶から出しましたけれども、ほぼ正確です。ですから、こういう発言をされているのは事実です。そうすると、佐藤議員は少しこの法案の理解が足らぬという御主張ですか。

○松尾政府委員 私の先輩の話でございますので、あれこれ申し上げるのは避けたいところではございます。

しかしながら、この法案についての趣旨は、この委員会の席上でも私も申し上げたところでございます。佐藤議員がどういうお考えを持たれているかというのは私から論評する必要のないところではございますが、今申し上げましたよ

うに、必要があれば佐藤議員にも十分御説明し、正確な御理解の上で御意見を伺いたいと考えている次第でございます。

○保坂委員 それでは、後ほどまた刑事局長に伺います。

今度は警察の方に伺いますけれども、さきの私の質問の中で、雑誌記事について、丸竹洋三さんという方が盗聴器を全国の警察に納入していたという点で御答弁を幾つかいただきましたが、なかなかわかりにくい答弁でしたので、これをきちんとわかる形で関係者を招いていただきたいという要望を野党三会派で出しているところではありますけれども、再度、答弁でわかることがあればきちっと理解をしたと思いますので、お尋ねいたします。

まず、丸竹洋三さんが実在の人物と確認されたのはいつですか。

○金重政府委員 お尋ねの丸竹という方でありまされども、緒方宅事件の国賠訴訟第一審ですけれども、ここに証人として出ている人物ではないかというふうに考えまして、実在するというふう

に御答弁した次第でございます。

○保坂委員 そうすると、緒方氏の裁判で、これは損害賠償も支払い済みということ、民事裁判としてはもう決着をしているというふうな受けとめていただけますけれども、この丸竹さんが警察に対して盗聴器を納品したということを証言なさったと思うのですが、ここでは警察側はどういうふうな反論されたのでしょうか。

○金重政府委員 お答えいたします。

この丸竹氏は国賠訴訟の第一審におきまして、昭和三十年代に警察庁の依頼により盗聴器を設計、製造したということを言われたわけでありました。国側の方の主張は、これに対して、これはリオン社というところにお勧めになっておられたようでありまして、リオン社の社史等によれば、丸竹氏の言う盗聴器というのは、リオン社が集団補聴器の構成部分として設計、製造したワイヤレスマイクというふうな思われる。

それからもう一つは、丸竹氏は当時のワイヤレスマイクの価格につきまして、二十万円と聞いた、こういうふうにも証言いたしておるわけですが、当時のワイヤレスマイクの価格というのは受送信機セットでもせいぜい数万円にすぎないというふうなことから、証言が事実として疑わしいということを書面等で反論しておるといのが一つでございます。

それからもう一つは、丸竹氏が昭和六十二、三年ごろ……(保坂委員「ちょっと、そこまで」と呼ぶ)よろしいですか。

○保坂委員 そうすると、今、集団補聴器という言葉が出ましたけれども、この集団補聴器というのは、耳が不自由な子供たち、聾学校に納品するもので、これはかなり特別の受注生産だというふう聞いています。この集団補聴器の部分納品品というのはいり得るのですか。

あるいは、警察の警備の現場で、何らかの事情、ひどい騒音等で、警察官が集団補聴器をつけなければならぬ特別な事情というのはいり得るのですか。

○金重政府委員 今お尋ねの集団補聴器を私どもに納入したのかどうかと承知しておらないし、どんな使い方があるのかということについて私よくわからないわけでありまして、いずれにしても、累次御答弁させていただいておられますけれども、私も、盗聴と言われる行為を行うための機材というのはいり得るというふうなことでございます。

○保坂委員 全然聞いてないんですね。今はまだそこに入っていないんですね。要するに、集団補聴器というのを注文する警備上の必要はかつて発生したんですか、これだけ聞いていられるんです。お答えください。

○金重政府委員 私どもは、先ほど来御答弁しておりますように、盗聴と言われるような行為を行うための機材というのは調達しておらないということでございます。もちろん、警察各部門、犯罪捜査等のためにいろいろな装備機材というのはいり得るというふうなことでございます。

整備しておるといふふうに思っておりますけれども、その逐一について、私、今承知いたしておりません。

○保坂委員 おかしいですね。私は、確かに前回盗聴器、盗聴器と言いましたけれども、今は集団補聴器、集団補聴器と聞いているんですね。どうして、そういうふうな聞くと、盗聴器は買っていないというふうにお答えになるんですか。集団補聴器は買ったんですか、買ってないんですか。これはもうわからない、事実が把握できてないならそれでいいですよ。そういうことですか。

○金重政府委員 集団補聴器、買ったかどうかについてはちょっと承知しておりません。

○保坂委員 実は、集団補聴器というのは、確かに一人一人がつけるものは軽いそうです、ところが大変重いものがあるそうですね、当時ですから、今のようないくつかの時代じゃないですか。それから、警備の現場にはなかなか難しいのではないかと、いふふうに思ったので質問を重ねましたが、いずれにしても、国側の威信をかけて反論したにしましては随分根拠薄弱じゃないかということ指摘をいたします。

もう一つ、では、先ほど先取って答弁していただきましたが、この記事の後段、一九八八年の二月の二十四日のようなんですが、当時、補聴器メーカーの技術部、聴能技術部長の丸竹さんは警視庁を訪ねましたか。お願いします。

○林(則)政府委員 お答えいたします。

警視庁へ訪ねたかどうかという事は承知しておりませんが、時期は定かではございませんが、警視庁の刑事部捜査第一課の捜査員が丸竹氏と思われる人物に会って、事実はございませう。

○保坂委員 なるほど、会われていたそうですね。

実は、私どもの調べで、会われた方なんですが、警視庁刑事部捜査第一課特殊捜査係の小林望警部補、もうお一人は、やはり刑事部管理室捜査第一課の調査担当副参事の宮内勝さん、このお二人も含めた何人かというふうに向っているんですが、これは事実でしょうか。その当時在職されていたかどうか。

○林(則)政府委員 お尋ねの時期にお尋ねの両名がそろって在職した事実はございませんが、平成元年三月以降、御指摘の両名が在職した事実はございます。

お話にもありましたように、この両名は、刑事部捜査第一課に所属して、誘拐事件でありますとか人質立てこもり事件等の対応を行う特殊事件捜査係の職務に従事していたということを承知しております。

○保坂委員 そうすると、今の御答弁ですと、この二人はこの時期にはいなかったということですね。そして、丸竹さんと会ったのはこの二人ではない別の方だということですか。違いますか。では、そうしたら、ちょっとそれに重ねて、その確認と、さらに、何のために会ったのかということをお答えください。

○林(則)政府委員 先ほど議員のお尋ねは、ちょうど一九八八年二月当時とおっしゃったわけですが、時期は定かではございませんが、両名が、先ほど言いました刑事部捜査第一課に在職中に、リオン社の丸竹氏と思われる人物と、誘拐事件等の捜査において必要不可欠な、犯人からの電話内容、これを録音するための資機材の開発について相談した事実はあるというふうに承知しております。

○保坂委員 続けて伺いますが、そうすると、現在そのお二人はまだ在職中でしょうか。違いますか。

ではさらに、在職中かどうかということと、今の御答弁を伺いますと、確かにこれは写真雑誌と言われる媒体です、しかし、そのある部分については決して全部架空のものではないというふうな私どもも受けとめるんですが、どうでしょうか。

○林(則)政府委員 お説のとおり、こういう人物が存在され、そして警視庁の警察官が誘拐事件等の録音のための機器、資機材を相談したという事実はあるわけですから、その点については私ども

も事実として確認されております。しかし、それ以外の点については、それが事実であるという確認はいたしておりません。

○保坂委員 ここで争いがあるんですね。恐らく、誘拐事件などで犯人からの電話内容を録音するべく機材ということについていろいろ打ち合わせがされたことは多分双方の主張の違いはないんだらうと思えます。ただ、ここに紹介されている、より発覚しにくい盗聴器ですね、これについて警察側は違うという主張だと思えます。

もう一点、この雑誌には、島根県警からの依頼書、設計図、これの写真が掲載をされています。これは本物でしょうか。

○林(則)政府委員 これ自体の本物ということの以前に、記事の中に、島根県警がリオン社に何か頼んだというくだりがあつたというこの点を調べてみましたところ、お尋ねのような事実はないということでありまして、なお、つけ加えますと、島根県警察において六十二、三年ごろ、やはり誘拐事件等において必要になる先ほどと同じようなものを、これを別の、リオン社ではない他の会社から納入をしたという事実はあるということでございます。

○保坂委員 それでは、今度警備局長に伺ってよろしいでしょうか。

前回の質疑で、この雑誌は本当に取るに足らないもので一々コメントする立場にない、別に調べでもないんだというふうな受けとめをいたしましたけれども、今の御答弁だとかなり詳しく事実を追って押さえられている、その事実には争いがあるにしよう。これはやはり重く受けとめたということですか。警備局長、お答えください。

○金重政府委員 刑事部部門でどういふような形のことで行われたかについて、私、答弁する立場にございませうけれども、私の方としては、先ほど申し上げましたように、この丸竹氏というのが緒方事件の国賠訴訟で証人に出ておるといふような人物であらうということ、そういう意味で御答弁を先ほど来させていたということ

であります。

○保坂委員 松尾刑事局長の方にさらに移りま

す。これは五月二十日ですからきのうに当たりま

しょうか、朝日新聞の社説で、この法案審議の前

提となる事実として、この捜査手法をいけばこれ

から行役をしていく、法案が成立すればそういう

ことになる警察の側が、やはり緒方事件などもき

ちっと国会の場で、あるいはその当事者にも謝罪

をし、そして二度とこういうことを起こさないとい

う決意をきっちり披露することが大事だという

指摘、多々私もしていますけれども、これについ

て、局長の認識。

つまり、この法案とこれは全く無関係の問題で

はないという我々の指摘はわかると思うのです。

これは通信傍受という幾つかの仕組みに基づいた

法案ですけれども、それは全く関係ない違法盗

聴の問題について、これは根絶するという気概と

いうか、これは大事だという点に立つと、今の、

先ほどの当該記事、雑誌記事の問題も、やはりこ

れは無関係にはなれないのではないかと思うわけ

ですが、いかがですか。

○松尾政府委員 ただいま警察当局に御質問に

なりましたことについては、今警察当局の御答弁のと

おりと拝聴しております。

この法案が成立いたしますと、確かに、電話傍

受を実施するのは第一次捜査機関たる警察が中核

になるということはおっしゃるとおりでございます

ので、我々としても、第一次捜査機関と緊密に

連絡をとりながら適正な運用に努めるということ

だろうと思っております。

○保坂委員 私は、質問者として、一回目の質問

と今回の質問は大分違う、より具体的な答弁をい

ただいたしたいと思います。まだわからないところはあ

ります。

それは、丸竹さんの方は盗聴器を納入したと言

われている。警察の方は、いやそんなことはない

事項、しかもこれは犯罪とは関係ない、遺産相続

の問題であるとか、男女間の問題であるとか、あ

るいは企業の技術上の秘密、あるいはまた社会的

な立場のある方の健康の秘密、ありますね。

そういうことを捜査員が耳にしてしまったとき

に、これはつまり、聞いてしまった会話の内容の

当事者と、捜査員、警察の方も社会で生活されて

いるわけですから、例えば飲食店とか、いろいろ

なところで会うこともあるだろうし、横のつなが

りも地域社会ではあるという意味では、このこと

を、聞いていい会話と聞いていけない会話を

峻別するために、専門性の高い、例えばチェッ

機関、専門知識と判断力を持つ立会人をつくる、

そして担保するということを考えられなかったの

でしょうか。

○松尾政府委員 いろいろな検討事項の中には、

あるいはそういうことも検討されたことはあるか

あるはそういふことも検討されたことはあるか

先ほどから刑事局長の答弁にあるのは、捜査員

というのはそれだけの品位と倫理、そしてまた

ルールにのっとって、遵法意識にのっとってき

ちっとやるんだ、したがって、そういうことをい

わば前提としてこの法案審議があるということ

をおっしゃっていますね。

私の方で指摘しているのは、緒方さんの事件の

後で、実在する人物が実在する監視庁の方と会

われているところまできょうは明らかになったわ

けです。そうすると、この方は盗聴器をつくった

と言われているわけですね。そして緒方さんの事件

以後会っているということも言っている。会って

いるところまで合っているわけですね。その後

に争いがあります、確かに。こういうことをきち

っと調査をする、関心を持つということが、法務大

臣、必要じゃないですか。いかがでしょう。

○陣内国務大臣 ただいま警察庁からのお話を

承って、それぞれ、記事に関しての評価といま

すか、受けとめ方が違う面はあったと思います

けれども、いずれにしても、警察としては、適正な

取り扱いをしておるというふうな思ったわけで

ございます。

したがって、今後におきましても、適正な

警察の執行をしていただけるものと考えておる

ところでございます。

○保坂委員 法務大臣は、やはり法の番人とし

て、法務省を所管する大臣として、ただいま警察

の方の御答弁ありました、いろいろ説明して

いただきました。しかし一方で、そうでない事実を証

言する方がおられる。そうしたら、これだけの問

題は、一応こういう重大な法案審議ですから、御

本人に会って、大臣みずからどうだったのかと聞

いてみる、こういうことを要請したいと思うん

ですが、いかがでしょう。聞く耳はおありし

か。

○陣内国務大臣 この三法案につきまして、特に

ていこうという法案でございます。ただいまで警察の問題、いろいろ御議論されているのを聞いておりますけれども、私は、今お願いしております通信傍受法については適正な運用が確保できる、このように信じております。

○保坂委員 そういふふうに私たちも信じたいんです。信じていることができれば法案もよりスムーズに審議できると思うんですが、そうじゃないという証言をされている丸竹さんという方にお会いになるおつもりはありませんか、証言なさっているのかということ。

○陣内国務大臣 そのつもりはございません。

○保坂委員 私は、事実を判断していくときに、認定していくときに、やはり双方の言い分を聞くというのは原則だと思います。そういう意味では、幾ら厳格な通信傍受の条件をつくっていったとしても、そうではない、水面下の違法盗聴ということがあったとしたら、今度はわからないわけです。電話局の中にプラグを差し込めば、実にスムーズに聞けるわけです。そういうことが根絶されなければ国民の不安はぬぐえないということを指摘して、ぜひ大臣にも、事実を見きわめる関心を持っていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○杉浦委員長 この際、理事の辞任についてお諮りいたします。

理事日野市朗君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に佐々木秀典君を指名いたします。

次回は、来る二十五日火曜日午後一時二十分理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

平成十一年六月八日印刷

平成十一年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局